

武蔵野市 公共サインガイドライン

武蔵野市 公共サインガイドライン



平成24年4月 武蔵野市

目 次

第1章 公共サインガイドラインについて.....	1
1. 背景.....	1
2. ガイドライン策定の目的.....	1
3. ガイドラインの位置付け.....	2
4. ガイドラインの活用方法.....	2
第2章 公共サインの基本的な考え方.....	3
1. 公共サインの定義.....	3
2. 公共サインの種類.....	3
3. 現状と課題.....	4
4. 基本方針.....	5
第3章 公共サイン整備基準.....	6
1. 整備基準の適用範囲.....	6
1) 整備基準に準拠するもの.....	8
2) 整備基準を参照するもの.....	9
3) 適用除外.....	13
2. サインシステム.....	14
1) サインシステムの基本的な考え方.....	14
2) 案内・誘導システムのイメージ.....	16
3. デザイン基準.....	18
1) サインデザインの基本的な考え方.....	18
2) サイン共通基準.....	19
3) 案内サイン基準.....	33
4) 誘導サイン基準.....	45
5) 位置サイン基準.....	52
4. 構造基準.....	54
1) 公共サイン本体のサイズ、支持体等の構造.....	54
第4章 公共サインの設置主体及び維持管理手法について.....	55
1. 公共サインの設置主体について.....	55
1) 案内・誘導サイン.....	55
2) 位置サイン.....	55
2. 公共サインの維持・管理手法.....	57
1) 公共サイン管理台帳の作成.....	57
2) サインを設置する際の手続きについて.....	57
3) サイン本体の点検、メンテナンスについて.....	58
参考資料.....	60
1. モデルケースの提示.....	60
1) 三鷹駅北口駅前広場総合案内板設置に向けた考え方.....	60
2) 三鷹駅周辺地域における公共サイン配置案.....	63
2. 三鷹駅周辺地域公共サイン現況調査分析結果（抜粋）.....	65
3. 参考文献.....	78

第1章 公共サインガイドラインについて

1. 背景

わが国では、少子化・高齢化の進行に伴い、障害の有無に関わらず活動できる社会を目指すノーマライゼーションの理念やユニバーサルデザイン*の考え方が広まる中、快適で安全に移動できるまちづくりが推進されています。

平成6年に、公共的性格を有し、不特定多数の人が利用する建築物のバリアフリー化を目的として『高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（通称：ハートビル法）』（以下「ハートビル法」と表記）が制定されるとともに、平成12年に『高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（通称：交通バリアフリー法）』（以下「交通バリアフリー法」と表記）が公布され、国が移動円滑化の促進に関する基本方針を定めることや市町村の作成する基本構想により、駅を中心とした地域のバリアフリー施策を進める枠組みが整えられました。

さらに「より一体的・総合的なバリアフリー施策」を推進するため、ハートビル法及び交通バリアフリー法の2つの法律を統合・拡充した『高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称：バリアフリー新法）』（以下「バリアフリー新法」と表記）が平成18年12月に施行されました。

このような背景により、武蔵野市では、平成15年3月には交通バリアフリー法に基づき、平成22年までを計画期間とした「武蔵野市交通バリアフリー基本構想」を策定し、バリアフリーの推進に努めてきました。また、平成23年度以降は、平成18年に施行されたバリアフリー新法に基づき、「武蔵野市バリアフリー基本構想」として改定（平成23年4月改定）し、全ての人にやさしいまちづくりを推進するため、引き続き市内3駅を中心とした駅周辺を重点整備地区として、バリアフリー化を推進しています。また、重点整備地区内に限った取り組みだけではなく、福祉交通や心のバリアフリー、公共サイン整備等全市的な事項についても、積極的に取り組んでいます。

※ユニバーサルデザイン：年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人
が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立って、快適な環境と
するようデザインすること。

2. ガイドライン策定の目的

市内の公共サイン（施設内も含め、全ての人が使え、開かれた公共空間に設置される公共性の高いサイン）については、これまで統一の基準がないまま設置されてきたため、様々な課題が生じていました。特に歩行者用の公共サインについては、駅周辺の総合案内板の不足や目的地までの連続的な案内の不足、サイン記載情報の読み取りにくさ、本来案内が必要とされる場所へのサインの未設置、表記内容の不統一などが指摘されており、来街者や市民にとって、まちなかでの統一的でわかりやすい案内サインや誘導サインの充実が必要とされています。

平成23年4月に改定した「武蔵野市バリアフリー基本構想」における基本的な考え方として、高齢者、障害者等をはじめ、全ての人々の移動上、または施設利用上の利便性の向上を目的として、市全域における公共サインを統一的でわかりやすいものとするため、公共サインガイドラインの策定が位置付けられました。

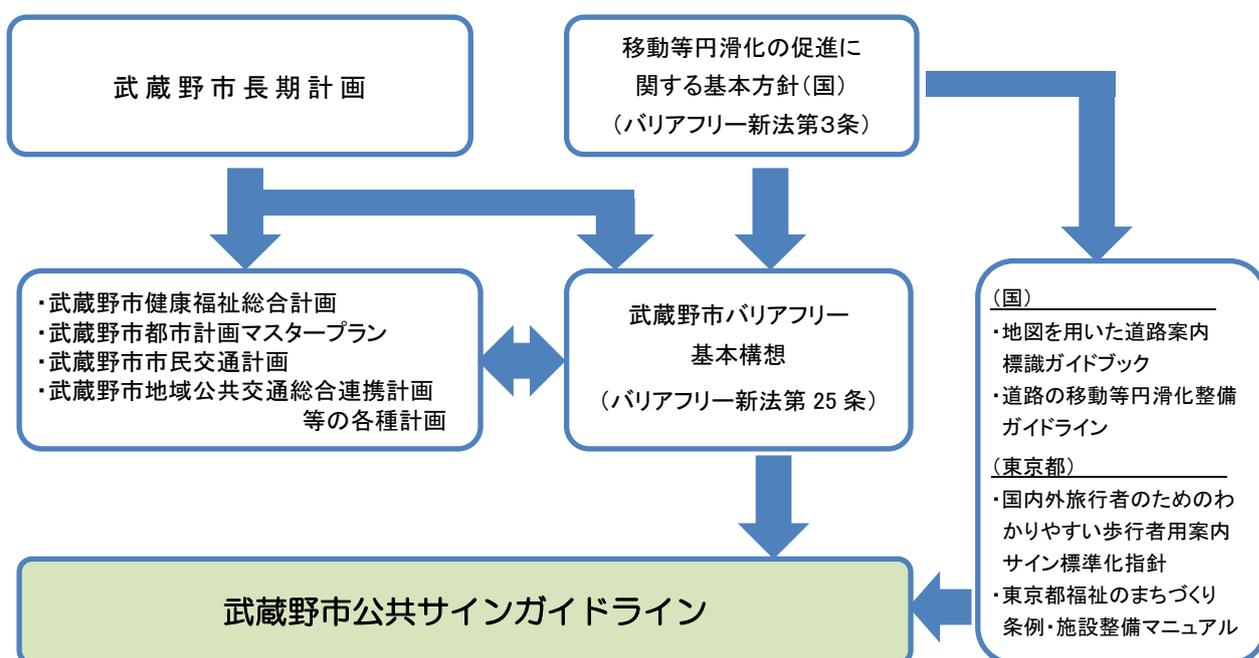
全ての歩行者が安心して目的地まで迷うことなく到達するためには、事前の行動決定に役立つような起点・分岐点等の適切な場所において、主な公共施設の位置や方向の情報をわかりやすく提供することが必要です。これらの情報を適切に提供するため、歩行者用の公共サインについては、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（通称：標識令）、「道路標識設置基準」、「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」や「地図を用いた道路案内標識ガイドブック」等、各種基準や指針、ガイドラインが定められていますが、これらを基本として、武蔵野市としての公共サインの考え方及び基準を整理し、具体的な整備基準を定め「武蔵野市公共サインガイドライン」を策定しました。

このガイドラインは、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの視点を取り入れて、公共サインの表記基準やデザインの統一性を図るためのものです。

また、各サインの関連性を考慮して、途中で情報が途切れることなく、目的地まで確実に誘導することやサインを適切に維持、管理することで継続的な情報伝達を可能とするための手法についても示しています。

3. ガイドラインの位置付け

本ガイドラインは、公共サインについて、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた基本的な考え方を整理するとともに、移動の利便性及び安全性の向上を図ることを目的に、特に公共空間に設置される歩行者用の案内サイン・誘導サイン・位置サインについての整備基準を定めることとします。



4. ガイドラインの活用方法

市が公共サインを新設・更新する際には、本ガイドラインに基づいて、整備を実施していくことで、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた統一的な公共サインの設置を段階的に実施していきます。また、公共交通事業者や大規模店舗、大学、病院などの民間事業者に対しても、公共的なサインを設置・更新する際は、本ガイドラインを参照するよう働きかけを行います。

第2章 公共サインの基本的な考え方

1. 公共サインの定義

本ガイドラインでは公共サインの定義を、以下のとおりとします。

施設内も含め、全ての人が使える、開かれた公共空間に設置される公共性の高いサイン

2. 公共サインの種類

公共サインには以下の種類があり、それぞれを連携させて設置する必要があります。

○ 案内サイン

地域内の事物の所在や位置関係などを確認するためのもので、地図で表現されます。



○ 説明サイン

情報の送り手の意図を説明、または事物の内容・歴史などを解説するものです。文字・図・ピクトグラム（絵文字）などで表現されます。



○ 誘導サイン

歩行者を目的の事物まで導くもので、矢印・目的地名・ピクトグラム（絵文字）・距離などで表現されます。



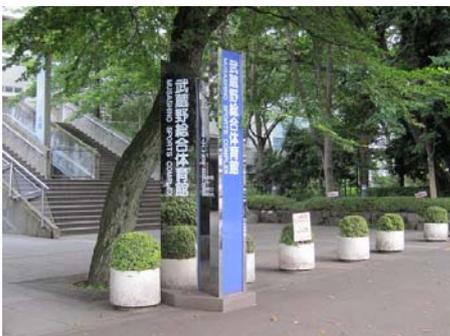
○ 規制サイン

安全やルールを保つための行動を促すもので、禁止・注意・指示の内容が文字・ピクトグラム（絵文字）などで表現されます。



○ 位置サイン

対象物の所在地において名称や用途を示し、歩行者に目的地に着いたことを示すサインで、文字・記号・ピクトグラム（絵文字）などで表現されます。



3. 現状と課題

これまで、市内の公共サインについては、統一された基準がなく、設置者がそれぞれ独自の判断でサインを設置、管理してきました。

そこで、本ガイドライン策定にあたり、市内3駅周辺の公共サイン現況調査（平成23年8月及び平成23年12月）を実施したところ、大きく4つの課題が挙げられました。

※公共サイン現況調査分析結果（三鷹駅周辺地域）の詳細については、参考資料（65頁～77頁）をご確認ください。

《公共サインに係る課題》

課題①：存在を認識させる

（現 状）

- ・ 視野に入らない場所に設置されている
- ・ 設置形態が不統一で、識別が困難である
- ・ 様々な目的のサインが乱立している
- ・ 他のものにより隠されている

課題②：情報を可読できるようにする

（現 状）

- ・ 文字サイズが小さく、字体が不明瞭である
- ・ 表示面が暗い、または反射等でまぶしい
- ・ 障害物があり、サインに近づくことができない
- ・ 汚染や破損により、表示が不明瞭である

課題③：情報を理解させる

（現 状）

- ・ 表示内容が理解できない（子ども、外国人等）
- ・ 文字や情報が多すぎる
- ・ 表記方法に一貫性がなく、混乱を生じさせている
- ・ 体系的な更新や廃止が行われておらず、新旧の情報が混在している

課題④：必要な場所に設置する

（現 状）

- ・ 情報の優先度が定められていない
- ・ 誘導サインの配置方法に規則性がない
- ・ 施設ごとに配置され、サイン相互の関連性が不足している
- ・ 設置箇所が少なく、ネットワークの形成に至っていない

4. 基本方針

こうした現状と課題を踏まえ、ユニバーサルデザインの視点を取り入れて、以下の5つの基本方針を定めました。公共サインについては、本方針にしたがって設置されることが必要です。

基本方針1：認識性

高齢の方、障害のある方、子ども、外国人など、誰でも容易に認識、理解できるデザイン・構造・設置方法・内容とします。

基本方針2：統一性

関係主体の連携により情報の乱立を防ぎ、同じルール・様式によるサインの設置を推進します。

基本方針3：連続性

サイン相互の関連性を調整し、人の動きに応じた目的地までの連続的な誘導や全体との位置関係がわかる案内を確保します。

基本方針4：継続性

適切な維持管理により、正確な情報や見やすさ・利用しやすさを継続的に確保します。

基本方針5：効率性

民間事業者との連携や協力により、効率的かつ効果的なサインの配置、維持管理を行います。

第3章 公共サイン整備基準

1. 整備基準の適用範囲

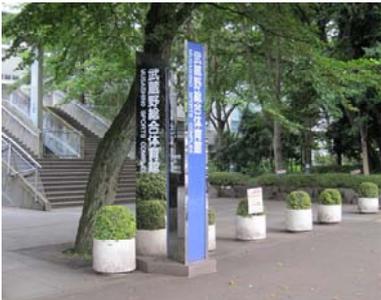
これまでは、全ての公共サインの基本的な考え方について記載してきましたが、ここからは、公共サインの整備に関する、より具体的な整備基準について示します。

全ての公共サインを以下の整備基準に準拠させようとする、事業者が独自で定めているサイン基準や建築物の意匠などとの整合が図れなくなるおそれがあること、市以外の事業者が設置する公共サインも存在することから、準拠までを求めることが難しい状況があります。

そこで、整備基準への適用範囲を「準拠」、「参照」、「適用除外」の3区分とし、以下のとおり整理しました。

- ・「準拠」
⇒サインの新設・更新にあたり、整備基準に準拠したサインを整備すること。
- ・「参照」
⇒サインの新設・更新にあたり、特に全てのサインに共通する整備基準（書体、色彩、ピクトグラム等）については、ガイドラインを参照すること。
- ・「適用除外」
⇒整備基準の適用除外とする。

【適用範囲一覧表】

整備基準に準拠するサイン		
道路管理者（市）が歩道上に設置する歩行者用の案内、誘導、位置サイン		
 <p>案内サイン</p>	 <p>位置サイン</p>	
市が歩道上もしくは歩道から視認できる場所に設置する歩行者用の案内、誘導、位置サイン		
 <p>案内サイン</p>	 <p>誘導サイン</p>	 <p>位置サイン</p>

整備基準を参照するサイン

避難場所案内図、散歩道案内図、観光案内マップなど



説明サイン



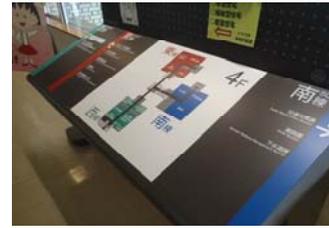
規制サイン



住居表示街区案内図



公共建築物内に設置されるサイン



公園管理者が施設内に設置するサイン



公共交通事業者が設置するサイン



東京都が設置するサイン



適用除外

車（自転車を含む）利用者を対象としたサイン



法令等に基づき設置されるサイン



標識令に基づく位置サイン



標識令に基づく誘導サイン

住居表示に関する法律により設置されるサイン（街区表示板）

1) 整備基準に準拠するもの

① 道路管理者（市）が歩道上に設置する歩行者用の案内サイン、誘導サイン、位置サイン

道路管理者は、交通の安全と円滑を図るため、必要な場所に道路標識を設けることとされており、標識令により、種類や設置場所等が規定されています。整備基準では、標識令に基づき設置される誘導サイン（案内標識「著名地点（114-B）」）については、適用除外としますが、公共施設等の形状を表すシンボルマーク（ピクトグラム）を表示する場合の基準については、整備基準を参照すること、誘導サイン（案内標識「著名地点（114-B）」）に地図を附置する場合の情報内容等（案内サインの部分）については、整備基準に準拠することとします。

道路管理者が設置する公共サインについて、以下のように整理します。

**標識令に基づく案内標識
地図が附置された「著名地点(114-B)」**



- 準拠する部分
- 参照する部分
- 適用除外部分

【 図記号(ピクトグラム)部分のみ 】
本ガイドラインを参照する

【 誘導サイン部分 】
標識令に基づいて設置されるため、
本ガイドラインの適用除外とする

【 附置地図(案内サイン)部分 】
情報内容、デザイン等について、
本ガイドラインに準拠する

標識令に基づく案内標識「著名地点(114-B)」



- 【 図記号(ピクトグラム)部分のみ 】
本ガイドラインを参照する
- 【 法令等で規定されている部分 】
適用除外

市独自の基準に基づき設置した位置サイン



【 市独自の基準で設置されている
位置サイン(かたらいの道沿い) 】
新設・更新する際には、
本ガイドラインに準拠する

② 市立施設の管理者が歩道上もしくは歩道から視認できる場所に設置する歩行者用の案内サイン、誘導サイン、位置サイン

市立施設の管理者が公共サインを設置する場合は、基本的に道路管理者から占用の許可を得るとともに、本ガイドラインに準拠したうえで、歩道上に設置するものとします。しかし、現状ではサインを設置することで通行の妨げ等が懸念される場合や、歩道幅員が狭い箇所では設置場所の確保が困難な場合も考えられることから、これを補完するため、各施設の管理者が建築物の壁面や外柵、民地内に許可をもらい設置するケースが多く見受けられます。これらのサインについても、本ガイドラインに準拠するものとします。



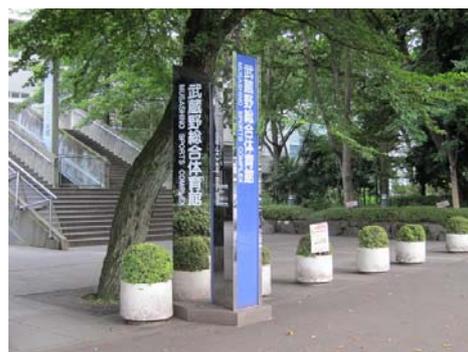
案内サイン



誘導サイン



案内サイン



位置サイン

ただし、既設の位置サインについては、建築物に合った意匠、コンセプトで設置される場合が多く、これらを本ガイドラインに準拠させることは難しいと考えられます。しかし、歩行者が目的地に着いたことが確認できるまでが、適切な案内・誘導であるため、位置サインについても案内サイン・誘導サインとの連続性が必要とされることから、別途市の統一した位置サインの設置が必要であると考え、これについては本ガイドラインに準拠するものとします。

2) 整備基準を参照するもの

① 避難場所案内図や公園散歩道案内等

市内には避難場所案内図や避難場所位置図、散歩道案内、観光案内マップなど、市立施設の管理者が設置主体となりながらも、すでに統一化が図られているものや、設置にあたり独自の基準を設けているものがあります。

これらを設置・更新する際は、本ガイドラインを参照するものとします。



広域避難所案内図



散歩道案内



避難場所 位置サイン

② 説明サイン、規制サイン

市内には、史跡や文化財等の説明サインや、路上禁煙区域や違法駐輪区域などの規制サインが多数設置されています。これらを設置・更新する際は、本ガイドラインを参照するものとします。



歩道上に設置されている説明サイン



歩道上に設置されている規制サイン

③ 住居表示街区案内板

住居表示街区案内板は、利用効果が高く、かつ、交通上支障のない場所に設置されることとされており（「武蔵野市住居表示に関する取扱基準」による）、現在、市内 62 箇所に設置されています。住居表示街区案内板については、一般的にどの区市町村でも見受けられますが、法令等の根拠規定はなく、本市においては、市の取扱基準によって設置されています。そのため、表示範囲は設置される場所によっても異なり、表示内容も武蔵野マップ（市民課作成）を参照していますが、明確な基準はありません。

本来、住居表示街区案内板は、町の住居表示（町名、街区符号、住居番号）を地図でわかりやすく示すことを目的としたものですが、同時に、現在地の確認や次に進むべき方向の確認を行うこと、目的地の近くにある著名な建築物を目印として、次に進むべき方向の確認を行うための案内サインとしての役割もあると考えられるため、本ガイドラインを参照するものとします。



住居表示街区案内板

④ 市の公共建築物内及び特別特定建築物内※に設置されているサイン全般

バリアフリー新法では、対象施設に建築物も追加され、武蔵野市バリアフリー基本構想においても各事業者が優先的に取り組むべき内容を特定事業として明確にし、バリアフリー化を推進しています。特にトイレやエレベーター等を誘導、案内するためのわかりやすいサインの設置が必要とされますが、建築物に合った意匠、コンセプトで設置される場合が多く、本ガイドラインに準拠することは難しいと考えられます。

しかし、市の公共建築物内や建築主等（建築物の所有者、管理者、占有者）に対し建築物移動等円滑化基準に適合させるための努力義務が課せられている特別特定建築物内のサインについては、一定の基準に沿ったサイン整備が必要であることから、サインを新設・更新する際には、本ガイドラインを参照することとします。

※特別特定建築物：

不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物であって、利用等円滑化が特に必要なものとして政令で定めるものをいう。【例 保健所、税務署、百貨店、老人ホーム等】
東京都においては、条例により共同住宅、保育所、学校、料理店などの特定建築物が追加されている。



公共建築物内に設置されている誘導サイン

⑤ 公園管理者（市）が施設内に設置するサイン全般

バリアフリー新法では、対象施設に都市公園も追加され、武蔵野市バリアフリー基本構想においても公園管理者が優先的に取り組むべき特定事業の内容を明確にし、バリアフリー化を推進しています。

市立公園については、独自の基準に基づき、統一されたサインが設置されていますが、利用者にとって、よりわかりやすく見やすいサインを目指し、本ガイドラインを参照するものとします。



公園管理者が設置する位置サイン

⑥ 公共交通事業者等が設置するサイン全般

公共交通事業者等（鉄道・バス等）については、各事業者ごとに、広域的な範囲で独自のサインを設置しています。しかし、公共交通機関を利用して目的地まで行く場合も多いことから、駅やバス停留所等の主要なポイントのサインについては、準拠すべき案内サイン・誘導サインとの連続性が必要とされるため、本ガイドラインを参照するものとして事業者働きかけを行います。



鉄道事業者が設置する誘導サイン



バス事業者が設置する位置サイン

⑦ 東京都が設置するサイン全般

都が設置・管理する公共施設については、広域的な範囲で統一のサインを設置しているため、本ガイドラインに準拠することは難しいと考えられます。しかし、サインの連携を図ることができるよう、整備にあたっては、市としてのサインの考え方や要望を伝え、本ガイドラインを参照するよう、働きかけを行うものとします。



東京都が設置する位置サイン

3) 適用除外

① 車（自転車を含む）利用者を対象としたサイン全般



車利用者を対象としたサイン
標識令に基づく案内標識「方面及び方向(108の2-A)」



自転車利用者を対象とした規制サイン

② 法令等に基づき設置されるサイン全般



標識令に基づく位置サイン
案内標識「道路の通称名(119-A)」



住居表示に関する法律に基づき
設置されるサイン(街区表示板)



標識令に基づく誘導サイン
案内標識「著名地点(114-B)」

2. サインシステム

1) サインシステムの基本的な考え方

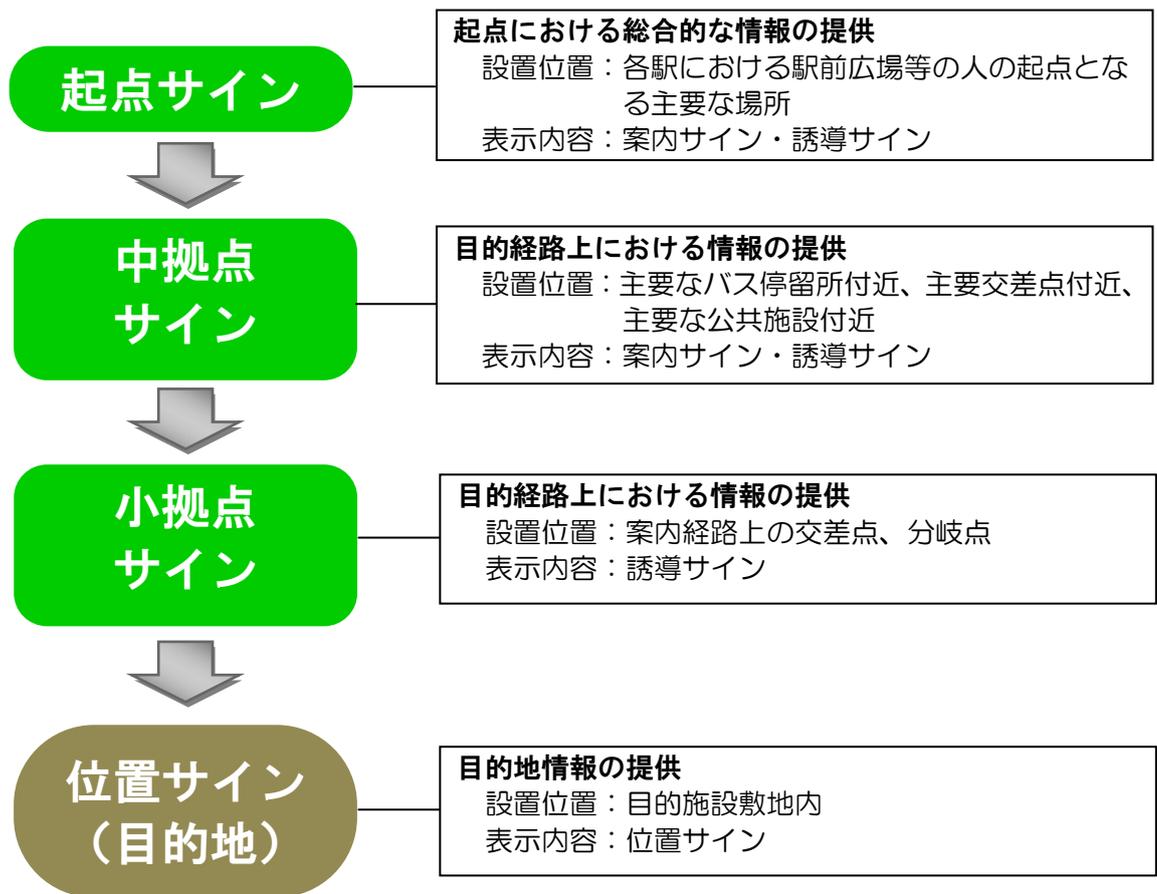
歩行者が目的地まで迷うことなく安心して円滑に到達するためには、自分が今どこにいるのか、これからどの方向に進めばよいのか、そして目的地に着いたかどうかの確認を行うことが必要となります。

これらのことを確認するための案内サイン・誘導サイン・位置サインは、目的地までの動線上に連続的に設置されることではじめて有効に機能するものです。この一連の流れがサインシステムとなります。

本市では基本的に、最も人が集中する市内3駅を起点として、そこから各公共施設へ案内・誘導するシステムを構築する必要があります。

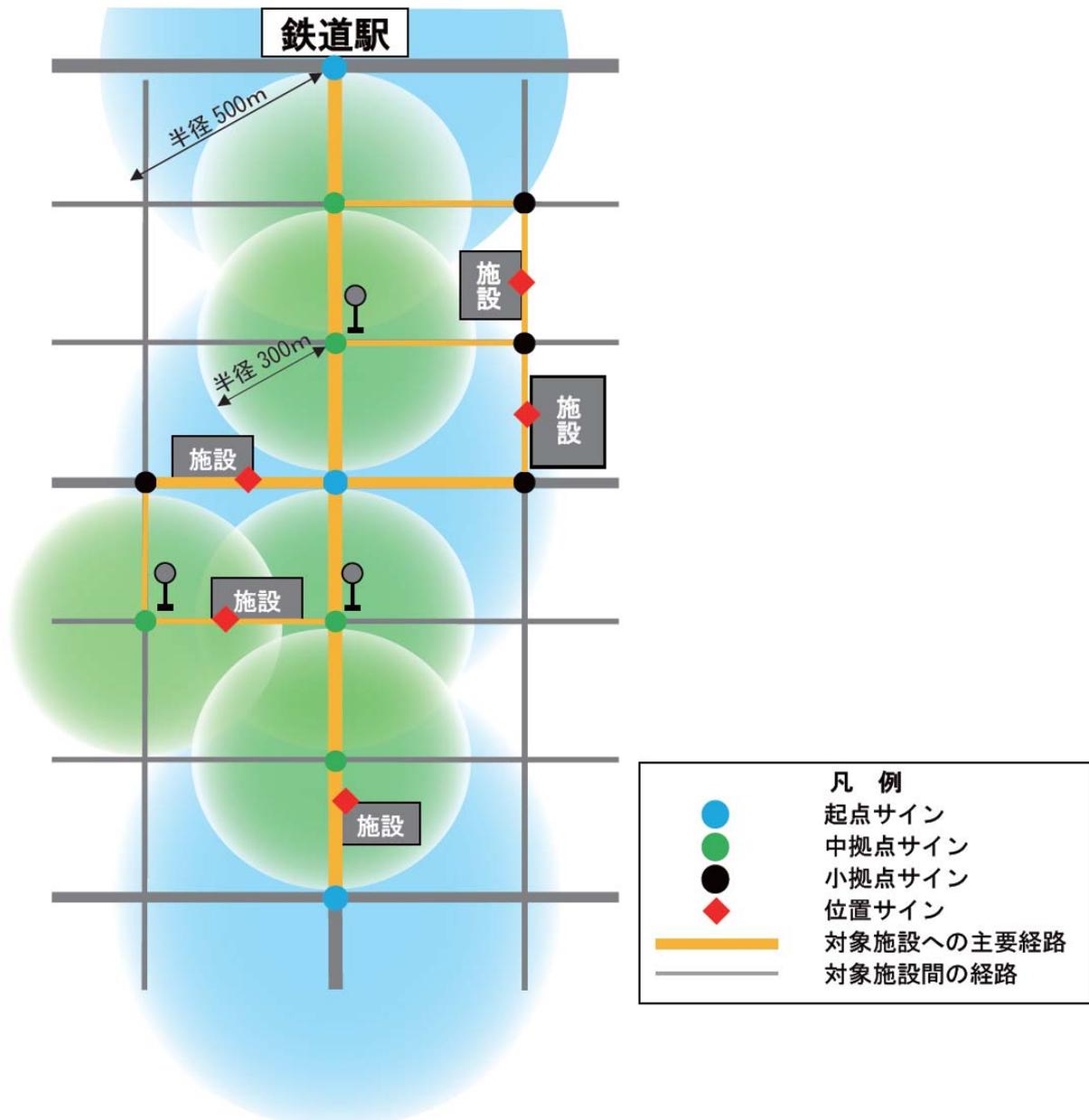
また、起点は駅だけではなく、任意の地点からの移動や地域間、施設間の移動も考えられるため、サインシステムを構築するうえで、主要なバス停留所、主要交差点、主要公共施設付近についてもサインの設置を検討する必要があります。また、必要に応じて、駅からの案内とは逆に最寄りの駅を案内・誘導するための公共サインの設置も必要であると考えられます。

このようなことから、経路途中からでも目的地へと案内・誘導が可能となるサインシステムを構築します。



◆武蔵野市サインシステム

種 別	基本的な考え方		
	設置位置	表示内容	配置間隔
起点サイン	駅前広場、 主要分岐点（1.0km 毎）	案内サイン 誘導サイン	案内図の範囲は設置位置を中心に 概ね 1.0km 四方とし、概ね 1.0km に 1 箇所配置する。
中拠点サイン	主要なバス停留所付近、 主要交差点付近、 主要な公共施設付近	案内サイン 誘導サイン	案内図の範囲は設置位置を中心に 概ね 0.5km 四方とし、概ね 300m に 1 箇所配置する。
小拠点サイン	案内経路上の交差点、 分岐点	誘導サイン	中拠点サインを補完するサインと して施設を誘導するにあたり必要 な箇所に設置する。
位置サイン	目的施設敷地内、または 目的施設前面歩道内	位置サイン	目的施設となる公共施設毎に設置 する。



2) 案内・誘導システムのイメージ

本市においては、1) サインシステムの基本的な考え方をベースとしつつ、市内3駅圏ごとに公共施設の配置状況やまちの特性に配慮した案内・誘導サインシステムを構築することが有効です。

< 3 駅圏の地域特性 >

【吉祥寺駅】

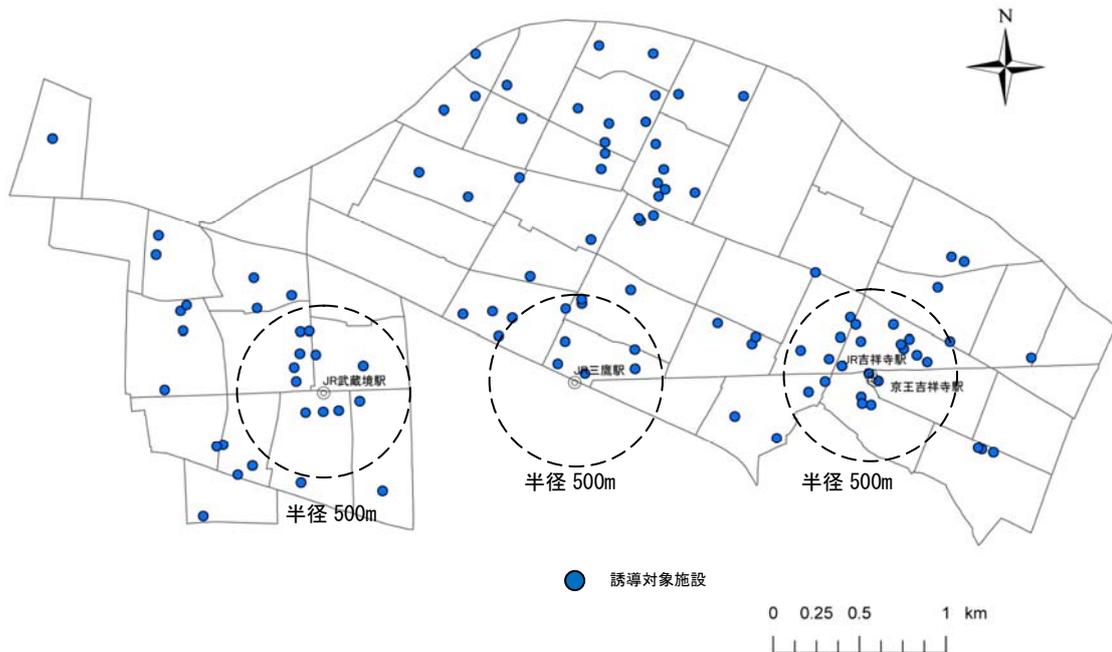
- 徒歩圏内の概ね半径 500m 程度のエリア内に公共施設等が立地しています。
- 駅周辺には大規模商業施設や商店街が立地しています。
- 電車やバスを利用した市外からの来訪者が多く訪れます。

【三鷹駅周辺】

- 駅から概ね 2.0km 程度まで公共施設等が分散立地した縦長のエリアとなっています。
- 徒歩圏を超える範囲に公共施設等が多く立地し、他の2地区とは異なる特性を持っています。
- 三鷹駅から徒歩圏を超えた施設（市役所など）へは、バス利用が多く見られます。

【武蔵境駅周辺】

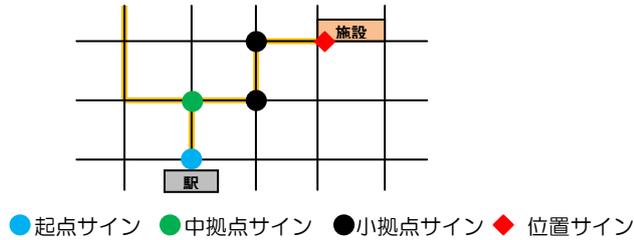
- 徒歩圏内の概ね半径 500m 程度のエリア内に公共施設等が集中していますが、北側には徒歩圏域を超えた公共施設がいくつかあり、バス利用も見込まれます。
- 駅周辺は住宅地主体となっており、駅前に商業施設が立地しています。



<地域特性を活かした案内・誘導イメージ>

【吉祥寺駅】

○徒歩圏内の概ね半径 500m 程度のエリア内に多くの公共施設等が立地しているため、各施設へは徒歩での移動が基本になると考えられます。よって、駅前に起点サインを置き、目的施設までの経路が交差する主要交差点、主要分岐点に中拠点サイン、または小拠点サインを設置することで適切な案内・誘導を行います。

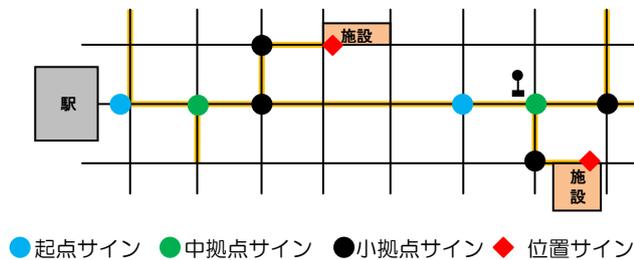


【三鷹駅周辺、武蔵境駅周辺地域】

○駅から概ね 2.0km 程度まで公共施設等が分散立地したエリアとなっているため、施設へは徒歩での移動とバスでの移動が考えられます。よって、起点サインから半径 500m を超える施設へは、主要分岐点に次の起点サインを設置することで適切な案内・誘導を行います。（以降 500m 間隔に起点サインを 1 箇所ずつ設置します。）

○起点から施設近辺へのバス利用も考慮し、バス停留所付近に中拠点サインを設置します。

○駅前広場内で行先別のバス乗降場へ適切に誘導するための案内情報等については、公共交通事業者と調整し、案内サインへの集約化などの検討を図るものとします。



3. デザイン基準

1) サインデザインの基本的な考え方

公共サインの利用者は、高齢者や子ども、障害者のほか、外国人など多岐に渡ります。全ての利用者にとって使いやすい機能や、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れながら、サイン整備を図ります。

① 誰もが理解できるサイン

内容を正しく伝え、誰もが理解できるようにするため、矢印、ピクトグラムの表示、表示に使用する文字の書体の読みやすさ、大きさ、使用する色の色彩や明度、見やすい色の組合せ等への配慮を行い、誰もが正しく理解できるサインとします。

② 誰もが安心して目的地までたどり着くことができるサイン

本市の案内・誘導サインであることが一目でわかる統一性のあるデザインとすることで、歩行者への安心感を与えるとともに、現在地から目的地への連続性のあるサインを配置することにより、確実に誰もが目的地にたどり着くことができるサインとします。

③ まちの景観や視認性に配慮したサイン

本市の景観や周辺環境との調和に配慮しながらも、サインの表示内容を際立たせ、まちなかでの視認性が高いものとするため、不要な機能や装飾を排除したシンプルなデザインとします。

④ 使い続けられるサイン

サインは基本的に屋外に設置されることから、長く使い続けられるよう耐久性のある材質を用いることや、盤面情報の更新を行いやすい構造にするなど、維持管理面にも配慮したサインとします。

2) サイン共通基準

① 書体

サインに表示する基本書体は、視認性及び可読性に優れた文字を使用し、高齢者、障害者等が見やすくわかりやすいものとし、また、和文書体と英数字書体は、一体で併記するため、組合せがよい書体を使用します。

視認性及び可読性に優れた文字の基本的条件とは、ぼやけて見えても線がつぶれないことと、かすれても線が消えないことです。この条件を満たすのは、文字と地のバランスが取れていて、文字の縦線と横線の太さが比較的等しい書体です。太めの書体は見やすいといった特徴がある一方で、太すぎるとつぶれて見えてしまい、判読しにくくなるので注意が必要です。

a. 和文書体

和文書体については、文字の線幅がほぼ一定で可読性に優れているゴシック系の書体とし、文字にメリハリがあり、より可読性に優れた“角ゴシック書体”を使用します。

標準書体（正体 100%）で表示スペースが足りない場合は、長体を使用します。

（使用書体例：UD 新ゴ）

■参考

UD 新ゴは、見やすい書体としての高評価の「新ゴ」をベースとしたユニバーサル書体です。文字のかたちがわかりやすく、文章を誤読しにくい字形になっています。

（正体）

武蔵野市役所
武蔵野プレイス

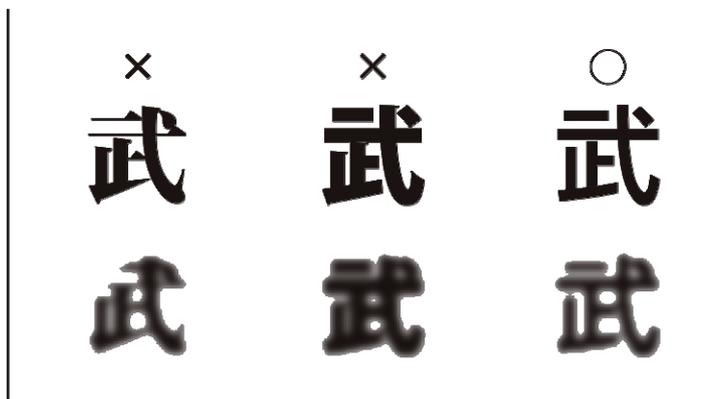
（長体 90%）

武蔵野市役所
武蔵野プレイス

（長体 80%）

武蔵野市役所
武蔵野プレイス

ぼやけて見える状態のシュミレーション



左側の明朝体は横線が消えてしまいます。

中央の太いゴシック書体はつぶれてしまいます。

右側の書体はぼやけても同じように読めます。

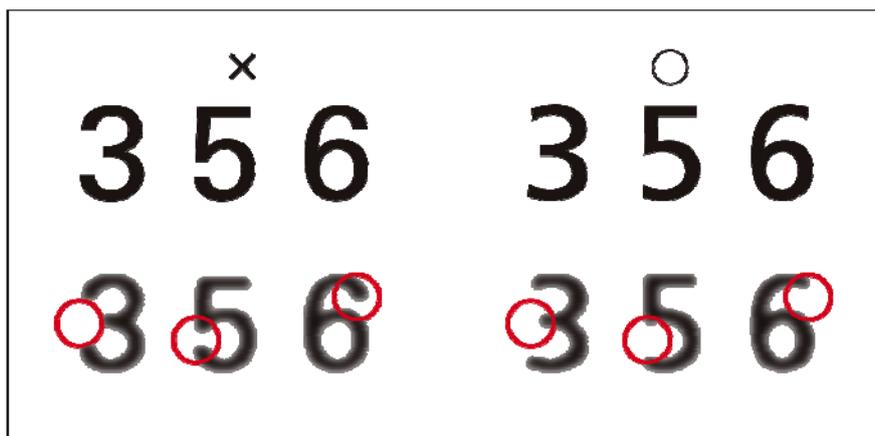
b. 英文・数字書体

英文・数字書体については、ゴシック系の和文書体との調和を考慮し、可読性に優れている“サンセリフ系書体”を使用します。なお、サンセリフ系とは、和文のゴシック体に相当する英文書体です。レイアウトは常に正規の文字間隔によるものとし、間隔を調整しないこととします。標準書体（正体 100%）で表示スペースが足りない場合は、長体を使用します。（使用書体例：Frutiger）

■参考

（正体）	（長体 90%）	（長体 80%）
ABCDEFGHIJKLM	ABCDEFGHIJKLM	ABCDEFGHIJKLM
abcdefghijklm	abcdefghijklm	abcdefghijklm
0123456789	0123456789	0123456789

ぼやけて見える状態のシュミレーション



数字は誤読を避けなければなりません。
右の書体のほうが、空気がはっきりしているので読み間違いにくい形です。

② 言語表記

a. 日本語表記

○ひらがな表記

施設等の名称は漢字表記を原則としますが、障害者、子どもの利用が多く見込まれる施設の案内、誘導については、ひらがな併記を検討することとします。

○施設名称

- ・正式名称よりも明らかに理解されやすい通称名、略称がある場合はそれを用いることとします。

【例】ひと・まち・情報 創造館 武蔵野プレイス ⇒ 武蔵野プレイス

- ・類似名称の施設があり、混乱を招くおそれがある場合は正式名称を記載することとします。

【例】武蔵野市民文化会館／武蔵野市民会館

武蔵野市障害者福祉センター／武蔵野障害者総合センター

○数字の表記

原則として算用数字を使用します。

【例】11月24日

○紀年

西暦による表記とします。日本年号を付記してもよい。

【例】2012年 2012年（平成24年）

b. 外国語表記

近年サインへの外国語併記が一般的になっており、日本語と共に英語及びローマ字の併記が多くあります。地域によっては中国語、韓国語等を併記している事例もあります。しかし、限られたサイン表示面内で外国語を複数併記すると、煩雑でわかりにくいサインになるおそれがあるため、本ガイドラインにおける外国語併記は、国際語としても最も一般化している英語及びローマ字併記を基本とします。英語表記は、市民課発行の武蔵野マップの英語表記に準拠します。ローマ字表記はヘボン式（以下の表参照）により表記します。

○ヘボン式のつづり方

あ	a	い	i	う	u	え	e	お	o
か	ka	き	ki	く	ku	け	ke	こ	ko
さ	sa	し	shi	ず	su	せ	se	そ	so
た	ta	ち	chi	つ	tsu	て	te	と	to
な	na	に	ni	ぬ	nu	ね	ne	の	no
は	ha	ひ	hi	ふ	fu	へ	he	ほ	ho
ま	ma	み	mi	む	mu	め	me	も	mo
や	ya			ゆ	yu			よ	yo
ら	ra	り	ri	る	ru	れ	re	ろ	ro
わ	wa								
ん	n								
が	ga	ぎ	gi	ぐ	gu	げ	ge	ご	go
ざ	za	じ	ji	ず	zu	ぜ	ze	ぞ	zo
だ	da	ぢ	ji	づ	zu	で	de	ど	do
ば	ba	び	bi	ぶ	bu	べ	be	ぼ	bo
ぱ	pa	び	pi	ぶ	pu	べ	pe	ぽ	po
きゃ	kya			きゅ	kyu			きょ	kyo
しゃ	sha			しゅ	shu			しょ	sho
ちゃ	cha			ちゅ	chu			ちょ	cho
にゃ	nya			にゅ	nyu			にょ	nyo
ひゃ	hya			ひゅ	hyu			ひょ	hyo
みゃ	mya			みゅ	myu			みょ	myo
りゃ	rya			りゅ	ryu			りょ	ryo
ぎゃ	gya			ぎゅ	gyu			ぎょ	gyo
じゃ	ja			じゅ	ju			じょ	jo
びゃ	bya			びゅ	byu			びょ	byo
ぴゃ	pya			ぴゅ	pyu			ぴょ	pyo

（備考）

1. はねる音「ん」はnで表す。
2. はねる音を表すnに続く母音字及びyとを切り離す必要がある場合は、nの次に「-」を入れる。
3. つまる音は、最初の子音を重ねて表すが、次にchが続く場合はcではなくtを用いる。
4. 長音を表す「-」、「^」、「h」は使用しない。
5. 文の書き始め、固有名詞は、語頭を大文字で表す。なお、固有名詞以外の名詞の語頭を大文字で書いてよい。

（「地図を用いた道路案内標識ガイドブック」より作成）

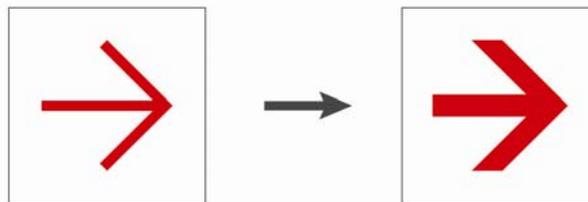
③ 色彩

サイン表示面の色彩及び配色等は、情報ができる限り多くの人に正確に伝わるように、見やすくわかりやすいものとしします。特に、高齢者、障害者（特に色覚障害者）へ配慮した色彩を用いることを基本に、下記の項目に留意することとします。

○基本的な留意点

- ・色の識別に頼らず、白黒でも内容を識別できるようにする
- ・文字やマークについては色の違いだけでなく、形状の違いもつくる
- ・色を載せる線や文字は太くして、色の面積を広くする
- ・色の塗り分けには、色だけでなくハッチング（網掛け）等を併用する
- ・色の塗り分けの境目は、細い黒線や白抜き境界線で強調し、色の混同を防ぐ
- ・建築物の中などで、色による案内・誘導を行う場合には、色名を表記する

○色の面積を広くする例

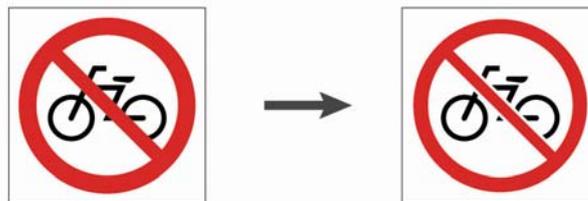


色の面積を広くする

○色の塗り分けの例



色に頼らず、ハッチングや境界線を加える



やむを得ず見分けにくい色が重なる場合
縁取りをつける

○色名を表記する例

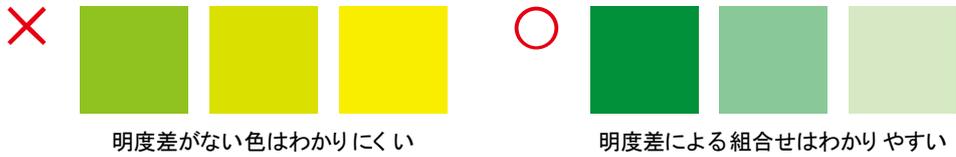


色名を表記

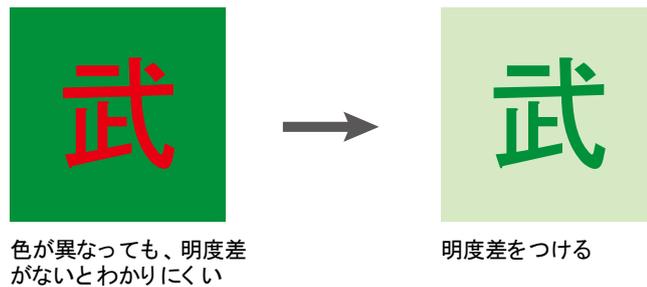
○色彩及び配色時の留意点

- ・明暗の差を利用した識別をする場合、図色と地色の明度差を十分大きくする。

○色の明度や彩度の差の例



○背景色との組合せ例



- ・黒色に青色、または黒色に赤色の色彩の組合せは用いない。
- ・黄色に白色の色彩の組合せは用いない。
- ・彩度の低い色（パステルカラー）同士の組合せは避ける。
- ・その他、「緑と茶色」、「黄緑と黄色」、「紫と青」は避ける。

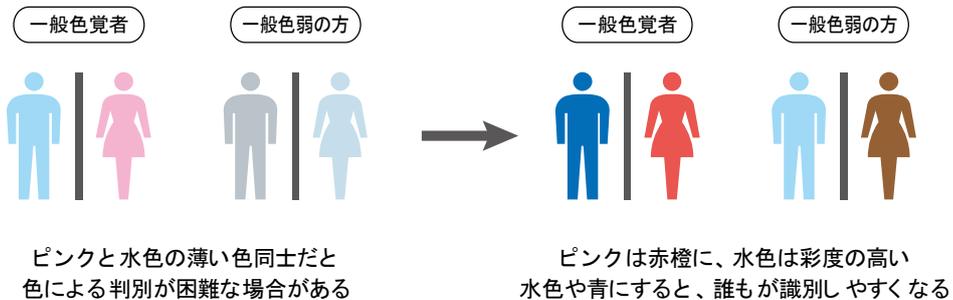
■ 見分けしにくい色の例



■ 見分けしやすい色の例



○彩度の低い色同士の組合せを避ける例



- ・やむを得ず上記の色相の組合せを用いる場合は、明度差をできる限り大きくする。

【参考】安全色彩

JIS（日本工業規格）は事業所や交通機関等で安全を確保するために基本色 8 色とそれぞれの色が意味する内容を定めています。現在さまざまな場所で使われている注意喚起のための標識等の多くはこの安全色彩の考え方に基づくものです。

以下に JIS が定める 8 色の安全色彩を示します。

注意喚起等の公共サインを新たに作成する際には以下を参考にしてください。

○安全色彩

色見本	色の種類	マンセル値	意味
	赤	7.5R4/15	防火、禁止、停止、高度の危険
	黄赤	2.5YR6/14	危険、航海・航空の保安施設
	黄	2.5Y8/14	注意
	緑	10G4/10	安全、避難、衛生、救護、保護、進行
	青	2.5PB3.5/10	指示、用心
	赤紫	2.5RP4/12	放射線
	白	N9.5	通路、整頓
	黒	N1	文字、記号の色、黄赤・黄・白の補助色

④ ピクトグラムの表記

施設の表記は、基本的に標準案内用図記号一覧に定められたピクトグラムを使用します。

○標準案内用図記号一覧(125項目のうち110項目がJIS規格:JIS Z 8210)

■公共・一般施設 Public Facilities

推奨度 A

[注2] (通貨記号差し替え可)



推奨度 B



■交通施設 Transport Facilities

推奨度 B



■商業施設 Commercial Facilities

推奨度B



レストラン
Restaurant



喫茶・軽食
Coffee shop



バー
Bar



ガソリンスタンド
Gasoline station



会計 【注2】
Cashier 【注2】

【注2】 (通貨記号差し替え可)
※ JIS化されていないもの

推奨度C



店舗 / 売店
Shop



新聞・雑誌
Newspapers, magazines



薬局
Pharmacy



理容 / 美容
Barber / Beauty salon



手荷物託配
Baggage delivery service

■観光・文化・スポーツ施設 Tourism, Culture, Sport Facilities

推奨度B

※ JIS化されていないもの



展望地 / 景勝地
View point



陸上競技場
Athletic stadium



サッカー競技場
Football stadium



野球場
Baseball stadium



テニスコート
Tennis court



海水浴場 / プール
Swimming place



スキー場
Ski ground



キャンプ場
Camp site



温泉
Hot spring

推奨度C



公園
Park



博物館 / 美術館
Museum



歴史的建造物
Historical monument



応用例 1
variant 1



応用例 2
variant 2

参考



自然保護
Nature reserve



スポーツ活動
Sporting activities



スカッシュコート
Squash court



Tバーリフト
T bar lift



腰掛け式リフト
Chairlift

■安全 Safety

推奨度 A

※ JIS化されていないもの



消火器
Fire extinguisher



非常電話
Emergency telephone



非常ボタン
Emergency call button



非常口
Emergency exit



広域避難場所
Safety evacuation area

■禁止 Prohibition

推奨度 A

【注1】 (文字による補助表示が必要)
※ JIS化されていないもの



一般禁止
General prohibition



禁煙
No smoking

(備考)
火災予防条例で下記の図記号の使用が規定されている場所には、下記の図記号を使用する必要がある。



火気厳禁
No open flame



進入禁止
No entry



駐車禁止
No parking



自転車乗り入れ禁止
No bicycles



立入禁止
No admittance



走るな / かけ込み禁止
Do not rush



さわるな
Do not touch



捨てるな
Do not throw rubbish



飲めない
Not drinking water



携帯電話使用禁止
Do not use mobile phones



電子機器使用禁止
Do not use electronic devices



撮影禁止
Do not take photographs



フラッシュ撮影禁止
Do not take flash photographs

推奨度 B



ベビーカー使用禁止
Do not use prams
【注1】



遊泳禁止
No swimming



キャンプ禁止
No camping

推奨度 C



飲食禁止
Do not eat or drink here



ペット持ち込み禁止
No uncaged animals

■注意 Warning

推奨度 A

【注1】 (文字による補助表示が必要)



一般注意
General caution



障害物注意
Caution, obstacles
【注1】



上り段差注意
Caution, uneven access / up



下り段差注意
Caution, uneven access / down



滑面注意
Caution, slippery surface



転落注意
Caution, drop
【注1】



天井に注意
Caution, overhead



感電注意
Caution, electricity

■指示 Mandatory

推奨度 A

【注1】（文字による補助表示が必要）
※ JIS化されていないもの



一般指示
General mandatory



静かに
Quiet please



左側にお立ちください
Please stand on the left
【注1】



応用例 variant 【注1】
（右側にお立ちください）
Please stand on the right



二列並び
Line up in twos
【注1】



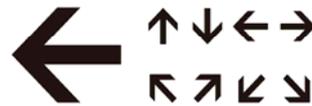
応用例 1 variant 1
（一列並び【注1】）
Line up single file



応用例 2 variant 2
（三列並び【注1】）
Line up in threes



応用例 3 variant 3
（四列並び【注1】）
Line up in fours



矢印
Directional arrow
応用例
variants

参考



安全バーを閉める
Close safety bar



安全バーを開ける
Open safety bar



徒歩客は降りる
Get off



スキーマの先を上げる
Raise ski tips



スキーマーは降りる
Skiers have to get off

a. ピクトグラム使用時の注意事項

ピクトグラムは、絵文字や図記号で何らかの情報や注意を示すために用いられる視覚記号であり、その内容の緊急性や重要性によって以下のとおり推奨度を変えています。推奨度Cのピクトグラムに関しては、図記号の基本的な概念を変えない範囲で、図形を変更して用いることができます。

推奨度 A	安全性及び緊急性に関わるもの、多数のユーザーにとって重要なもの及び移動制約者へのサービスに関わるものです。これらについては、図形を変更しないで用いることを強く要請します。
推奨度 B	多数の利用者が通常の行動や操作をする上で、図記号の概念及び図形を統一することによって利便性が高まると期待されるものです。これらについては、図形を変更しないで用いることを推奨します。
推奨度 C	多数の利用者が通常の行動や操作をする上で、図記号の概念を統一することが必要なものです。これらについては、基本的な概念を変えない範囲で適宜図形を変更して用いることができます。

（「ひと目でわかるシンボルサイン」より抜粋）

b. 施設の独自ロゴについて

市立の各施設が有するロゴ、トレードマークについては、認知の範囲が市周辺に限られる可能性があること、ロゴ等の示す概念・意味がわかりにくいものもあることから、基本的に公共サインの中には表記しないこととします。

c. 特定の公共施設のピクトグラムによる表記について

本ガイドラインの誘導表示対象施設で JIS 規格のピクトグラムがない以下の施設については、独自に作成したピクトグラムを用いることとします。市独自のピクトグラムの作成にあたっては、視認性、デザインの統一感において、JIS 規格のピクトグラムとの整合性を図ることを踏まえ、以下の例示のように施設の特徴や機能をイメージ的に表現することとします。

○武蔵野市オリジナルピクトグラム



図書館



集会所



高齢者施設



障害者施設



子育て支援施設



役所 / 市政センター



劇場

⑤ 「市章」の活用

案内サインや誘導サインにおいて、「市章」を使用することで、市が設置したサインであることが一目でわかる統一性のあるサインとなり、歩行者に安心感を与えながら目的地までの誘導を行うことができます。

また、市立施設の中で、その特徴や機能をピクトグラムで表現することが難しい施設については、市章を使用することで、最低限、市立の施設であることを表すことができます。

《 使用の留意点 》

- 「市章」と「武蔵野市」のロゴは一体で使用する。
- 「武蔵野市」ロゴの書体は、サイン共通基準の書体と同じ「UD新ゴ」を用いる。
- 他の文字や記号から離して配置する。

市章 + ロゴ使用例

■ 縦書き例



武蔵野市

■ 横書き例



武蔵野市

■ 表示スペースが狭い場合

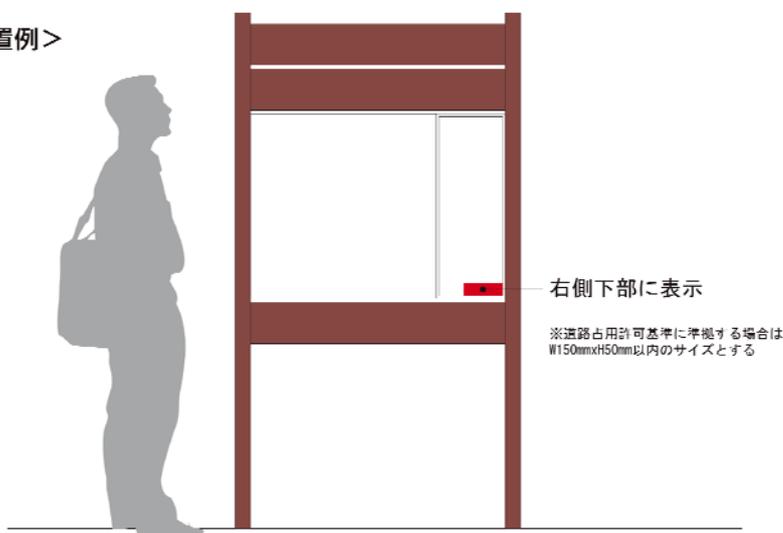


武蔵野市



武蔵野市

< 記載位置例 >



⑥ 設置位置に関する配慮事項

公共サインの設置については、基本的に以下の点に配慮することとします。

- ・重複する内容のサインが乱立しないよう配慮します。また、できるだけサインの集約化に努めます。
- ・近距離から見るサインについては、近づいて読めるよう周囲の環境を整えます。
- ・サイン表示面の照度が十分確保できるよう、照度、照明の位置や向き、逆光等に配慮して設置します。
- ・歩行者動線の支障とならない位置でかつ見やすい高さ、場所に設置します。
- ・車椅子使用者の視線の高さを考慮した盤面高さとしします。
- ・情報の優先度を踏まえ、その場において必要性の高い情報から目に付く位置に設置します。
- ・分岐点など、利用者が必要を感じる位置に設置します。
- ・駅などの起点から目的地までサインの連続性を確保します。

⑦ 公共サインの維持管理、更新に関する配慮事項

- ・定期的な点検、清掃、修繕が必要です。
- ・適切な更新を継続的に実施することが必要です。
- ・情報の更新が考えられるサインは、表示面の取り替えが容易な構造とします。

■詳細については、57頁（公共サインの維持・管理手法をご覧ください。）

⑧ サイン本体の色彩

まちの中には、周辺環境との調和に配慮していない看板等が多く見られ、まちの景観を阻害する要因となっています。武蔵野市都市計画マスタープランにおいても、景観まちづくりの方針として、景観の阻害となるような建築物、工作物、広告物などを規制し、周辺と調和した景観形成を推進していくことが位置付けられています。

こうした状況を踏まえ、サイン本体の色彩は、周辺の街並みや自然との調和を考慮したものとし、色彩の統一を図り、まちの景観づくりに寄与するものとします。

武蔵野市は、市街地の大部分を住宅系の地域が占める住宅都市であるとともに、緑豊かな都市として発展し、緑が市の大きな景観要素となっています。こうした地域の景観特性を踏まえ、本体の色彩は景観を妨げないような調和する色彩を基本とし、以下のとおり色相（いろあい）、明度（あかるさ）、彩度（あざやかさ）の3つの尺度で色彩の方針を示します。

■色相

色相はなじみやすさに影響を与えるため、街並みの中で冷たさを感じさせないようなやや温かみのある赤、黄赤、黄の暖色系の3色相を基本とします。

（32頁マンセル色相環において▼で示す色相）

■明度

明度の違いは、色相や彩度の違いよりも、遠くから認識しやすく、明度の強い色彩は景観の中で突出することから、街並みや緑との明度対比を和らげ、融和が図られる抑えた明度とします。マンセル明度値は4～7の範囲を基本とします。

■彩度

彩度の高い色彩は目立ち、派手な印象を与え、景観の印象に大きな影響を与える要素となることから、周辺的环境に融和し、穏やかで落ち着きや品格が感じられるような低彩度の色彩とします。マンセル彩度値は4～6の範囲を基本とします。

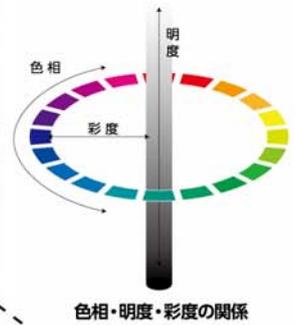
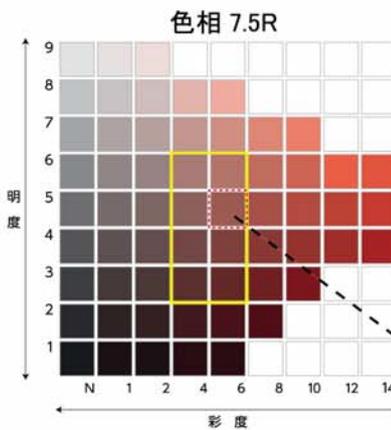
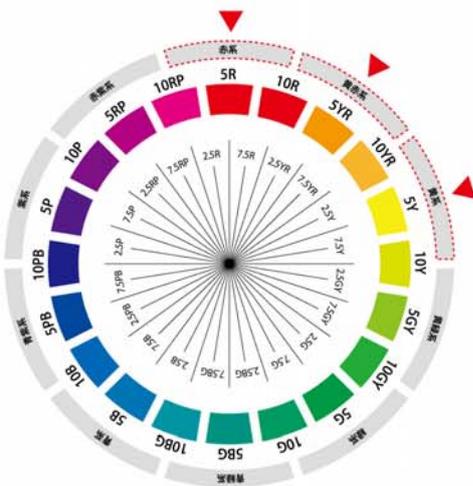
以上の基本的な考え方に基づき、本ガイドラインに準拠すべき公共サインについては、マンセル色相7.5R、マンセル明度5、マンセル彩度6の色彩で公共サインを設置することとします。また、塗装用標準色は07-50Lとします。

色相(マンセル色相環)

色相はいろあいを表します。10種の基本色の頭文字をとったアルファベットと、その度合いを示す0から10までの数字を組み合わせて表記します。

明度と彩度

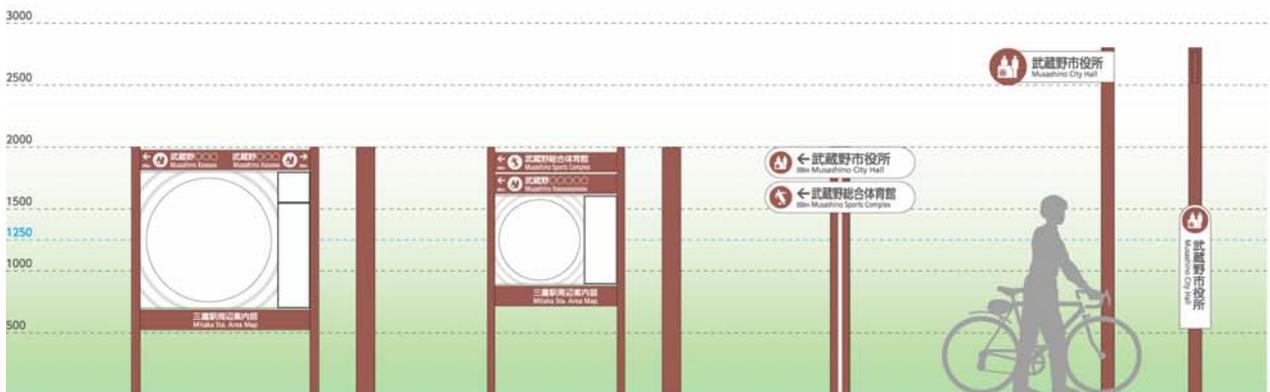
明度は明るさを0から10までの数値で表します。暗いほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり10に近くなります。
 彩度は鮮やかさを0から14程度までの数値で表します。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0になります。逆に鮮やかな色彩ほど数値が大きくなります。最も鮮やかな色彩の彩度値は色相によって異なり、赤や橙は14程度、青緑や青などは8程度です。



マンセル値 : 7.5R5/6
 塗料用標準色 : 07-50L



【マンセル値 色相 7.5R、明度 5、彩度 6 での公共サインイメージ】



3) 案内サイン基準

この項では、駅前等の起点で使用する起点サイン並びに主要交差点、主要公共施設及び主要バス停留所付近等に設置する中拠点サインの具体的な基準を示します。

それぞれのサインに表示する内容は基本的に以下のとおりです。

○起点サイン

【表面】地域案内図、広域図、誘導サイン、凡例

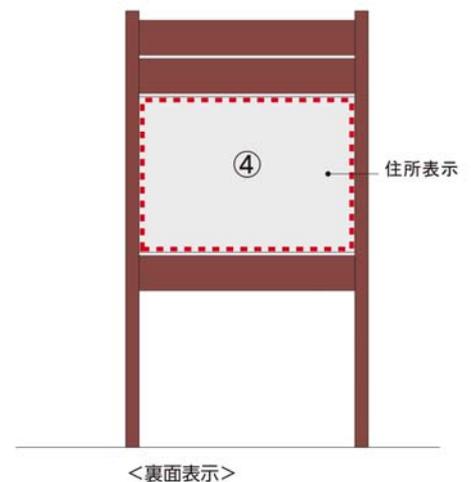
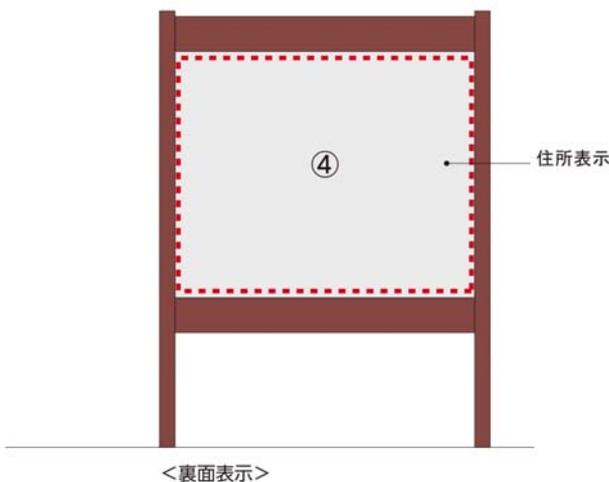
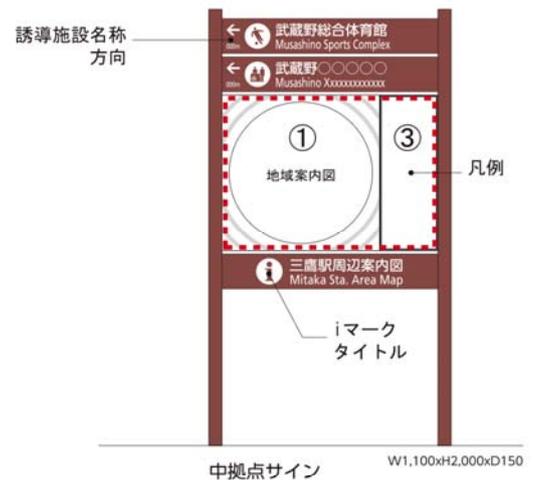
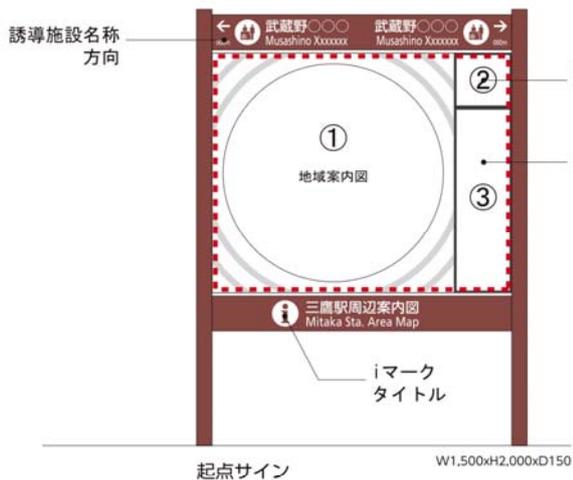
【裏面】住所表示

○中拠点サイン

【表面】地域案内図、誘導サイン、凡例

【裏面】住所表示

次頁以降では、①地域案内図、②広域図、③凡例部、④案内サインの裏面についての表示内容、留意点等を示します。



 「3) 案内サイン基準」で対象とする内容

① 地域案内図

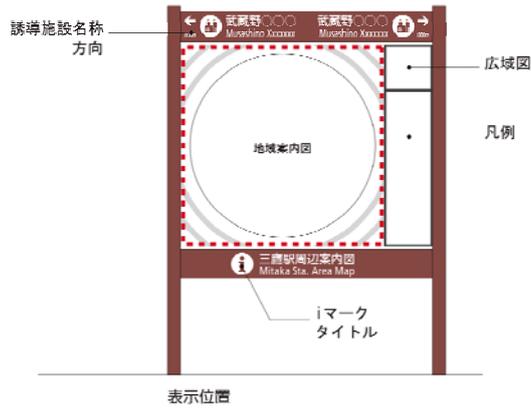
a. 表示範囲及び縮尺

起点に設置する地域案内図の表示範囲は、概ね 1.0km 四方を推奨します。

中拠点に設置する地域案内図は、概ね 500m 四方を推奨します。

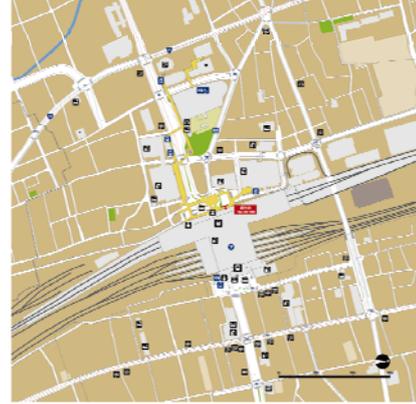
縮尺については、それぞれ概ね 1/1,000 を推奨します。

○起点サイン



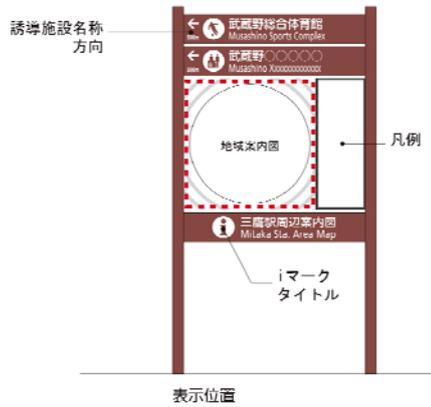
H1,100xW1,100

縮尺 1/1000



地域案内図 (例)

○中拠点サイン



H715xW715

縮尺 1/1000



地域案内図 (例)

b. 表示情報

ベースマップについては、国土地理院の地形図(1/10,000)、武蔵野市地形図(1/2,500)を用いることを原則としますが、市販の住宅地図(1/1,500)を参考にすることができるものとします。

以下の一覧表で「○」のついている表示情報、ピクトグラムについては、地図の見やすさを考慮し適宜選択するものとします。

案内地図表示掲載情報一覧

	地図に表示する一般的情報	ベースマップ	ピクトグラム	名称	
ベースマップ	地形・地盤	山、湾、島、半島、河川、湖、池、堀、埠頭、運河、栈橋	○		○
	道路	道路 ※1	○		○
		歩道 ※1	○		
		歩行者専用道路等	○		○
		ペDESTリアンデッキ、横断歩道橋	○		○
		地下横断歩道・階段部	○		○
		横断歩道	○		
	地点	信号交差点 ※2			○
		有名な橋	○		○
	交通施設	鉄軌道路線	○		
		鉄軌道駅	○		○
		駅出口			○
		バス路線	○		
		バス等の公共交通機関のターミナル			
		バス停			○
		タクシー乗り場			
		自転車駐車場、保管所			
	行政界	市、区、町、街区	○		○
丁、番地				○	

ベースマップ：線及び面で構成される情報で基本的な情報として表示するもの

※1：道路・歩道

幅員 3.0m以上の道路を表示対象施設とする。ただし、3.0m以下であっても道路として連続している場合は表示する。歩行者や車いす使用者にとって歩道の有無、幅員は重要な情報となるため、歩道部をアウトライン(0.18mmの黒線枠)で表示する。

※2：信号交差点

経路情報として重要であるため信号機が設置してある交差点をピクトグラムで表示するとともに交差点名称を表記する。

案内地図表示掲載情報一覧

		地図に表示する一般的情報	建築物等の シルエット	ピクトグラム	名称
施設	案内所	案内所(有人)、情報コーナー		 	
	公共施設	市役所	○		○
		市政センター	○	■	○
		警察署	○		○
		交番			○
		消防署	○	■	○
		官庁及びその出先機関(税務署、裁判所、公証役場等)	○	■	○
	福祉関係施設	高齢者施設(特別養護老人ホーム、シルバー人材センター等)	○		○
		障害者施設	○		○
		子育て支援施設	○		○
	医療・保健 衛生施設	病院	○		○
		保健所	○	■	○
	文化・学習・ スポーツ施設	公会堂、美術館、文化会館、劇場	○	■	○
		図書館	○		○
		体育施設 (体育館、運動場、プール等)	○	■	○
	教育施設	小・中学校、高等学校	○	■	○
		大学	○	■	○
	公園・ 観光名所	公園	○	■	○
		史跡、歴史的建造物、神社、仏閣、寺院、教会		■	○
	商業施設	大規模ホテル	○		○
		大規模なデパート、スーパーマーケット	○		○
		郵便局	○		○ (支店のみ)
		銀行、信用金庫			
	その他	広域避難場所	○		○
		コミュニティセンター	○	■	○
		公衆トイレ(ミカレット)			○

建築物等のシルエット：建築物の外形を面的に表示するもの

■：アイキャッチャーマーク(詳細は38頁を参照)

c. 色彩

○案内図の使用色

区分	施設名	色彩例	色 (Pantone No.)・仕様	(参考)CMYK値
緑地	森		376C 枠線:無し	→60-0-100-0
	公園・緑地		390C 枠線:無し	→40-0-100-0
	緑道		5865C 枠線:無し	→0-0-30-10
	水域 湖、池、河川		292C 枠線:無し	→50-10-0-0
施設	敷地		467C 枠線:線幅 0.1mm Process Black	→10-20-40-0 →0-0-0-100
	名称表記 一般施設		Warm Gray 1C 枠線:無し	→0-0-0-10
	名称表記 大規模競技場		Warm Gray 1C 枠線:線幅 0.2mm Process Black	→0-0-0-10 →0-0-0-100
	駅舎 高架等		Warm Gray 1C 枠線:線幅 0.2mm Process Black	→0-0-0-10 →0-0-0-100
	地下鉄 地下街		420C 枠線:線幅 0.2mm Cool Gray 10C	→0-0-0-25 →0-0-0-10
	歩道橋 ペDESTリアンデッキ		Warm Gray 1C 枠線:線幅 0.2mm Process Black	→0-0-0-10 →0-0-0-100
	道路	高速道路		Warm Gray 4C 枠線:線幅 0.2mm Process Black
	モール (歩行者専用道路等)		121C 枠線:無し	→0-10-70-0
現在地	現在地表示		Red 032C 枠線:無し 白文字表示	→0-100-100-0
鉄軌道	鉄道軌道		Cool Gray 9C 線幅:3.0mm	→0-0-065
	地下鉄軌道 (トンネル部)		Cool Gray 9C 線幅:3.0mm 破線	→0-0-065
	バス路線		Red 032C 線幅:0.35mm	→0-100-100-0
境界線	区境界線		Cool Gray 8C 線幅:2.0mm 一点鎖線	→0-0-0-55
	町境界線		Cool Gray 8C 線幅:1.0mm 破線	→0-0-0-55
	丁目境界線		Cool Gray 8C 線幅:1.0mm 点線	→0-0-0-55
バリアフ リー経路		Red 032C 線幅:3.0mm 点線	→0-100-100-0	

○その他の指定色

安全色青		100-60-10-0
安全色緑		100-20-70-0
安全色黄		0-20-90-0
横断歩道		0-0-0-40
住所等グレー文字		0-0-0-65
地下鉄出口番号地色		0-0-0-55
歩道橋階段		0-0-0-55

(「地図を用いた道路案内標識ガイドブック」より抜粋)

d. 言語表記

地図上の言語表記は、可読性及び全体のレイアウトバランスを考え、日本語と英語を表記します。英語表記は、市民課発行の武蔵野マップの英語表記に準拠します。（詳細は21頁の共通基準の中の言語表記を参照してください。）

e. 文字の大きさ

文字の大きさは、高齢者、障害者が見やすく、わかりやすいものとします。

地域案内図の場合は視距離1mを想定し、基本的な文字の大きさは、和文文字高：9mm以上、英文文字高：7mm以上とします。以下の表では地域案内図における具体的な文字の大きさを示しますが、表示の状況によりやむを得ない場合は、最小文字高を和文5mm、英文4mmとします。



	ピクトグラム	和文	英文	表示施設
凡例部表示	24.0mm	10.5mm	8.0mm	凡例部
特大サイズ	—	18.0mm	14.0mm	県名、市名、郡名、区名等（図中に境界があった場合）
大サイズ	21.0mm	9.0mm	7.0mm	案内所、情報コーナー、県庁、市役所、区役所、博物館、美術館、ホール等
中サイズ	16.5mm	7.0mm	5.5mm	郵便局、交番、病院、デパート、ホテル、埠頭、踏切等、町名※、丁目※
中小サイズ	—	—	5.0mm	番地※
小サイズ	12.0mm	5.0mm	4.0mm	橋梁名、交差点名、歩道橋名、バス停名、広域図の情報

（「地図を用いた道路案内標識ガイドブック」より抜粋）

f. ピクトグラムとアイキャッチャー

地図に用いるピクトグラムは、標識令、標準案内用図記号一覧のデザインに準拠することを基本とし、ピクトグラムのない施設については、視認性を高めるためにアイキャッチャー※「■」を使用し、表示します。

※アイキャッチャー：その特徴や機能をピクトグラムで表現することが難しい施設にいて、人の目を引き付けその場所に何らかの施設があることを確認できるように、「■」などで表示するもの。

g. 現在地

現在地の表記については、利用者が向いている方向を考慮します。英語表記は「You are Here」とします。地域案内図の他、広域図にも表記します。



h. バリアフリー情報

バリアフリー経路、エレベーター等のバリアフリー施設があることを全て載せることは難しいですが、これらの情報は身体障害者の移動等円滑化のためには重要であるため、できる限り表示することとします。

○バリアフリー経路

多様な障害を持った利用者が概ね移動できるバリアフリー経路は、3.0mm 巾朱赤系の点線「●●●●●」で表示、英語は「Accessible Route」と表記します。



(「地図を用いた道路案内標識ガイドブック」より抜粋)

○エレベーター

鉄道駅や道路等と連結されているエレベーターについては、ピクトグラムを表示します。その他、民間施設でも移動円滑化された車いす対応のエレベーターについては、ピクトグラムを表示します。

なお、ピクトグラムについては、車いす対応と未対応の場合で区別するものとします。また、時間制限のあるエレベーターについては、「使用時間制限有」といった内容を表示します。



i. 公衆トイレ

トイレは、ピクトグラムで表示するものとし、身体障害者の利用が可能な施設については、身障者用設備付きピクトグラム（トイレ+身障者用設備）を表示します。また、その施設に使用時間制限があるものは、ピクトグラムの下に「使用時間制限有」といった内容を表示します。なお、「だれでもトイレ」*についても、地図盤面上のピクトグラムの煩雑を防ぐために、身障者用設備付きピクトグラム（トイレ+身障者用設備）を用いることとします。



身障者用設備無し
(使用時間制限無しの場合)



使用時間制限有

身障者用設備有り
(使用時間制限有の場合)

*だれでもトイレ：ユニバーサルデザインの考えに基づき、高齢者、車いす使用者、乳幼児連れや妊婦等多くの人が利用できるように設計されたトイレ。東京都福祉のまちづくり条例施行規則で用いられた言葉。

j. 地域案内図で表示しきれない施設

駅からの利用が想定できる施設の中でも、地図表示範囲の縁辺部で表示できない施設については、標準案内用図記号一覧の矢印を使用し、至「→」で表示します。

k. 整備時期の記載

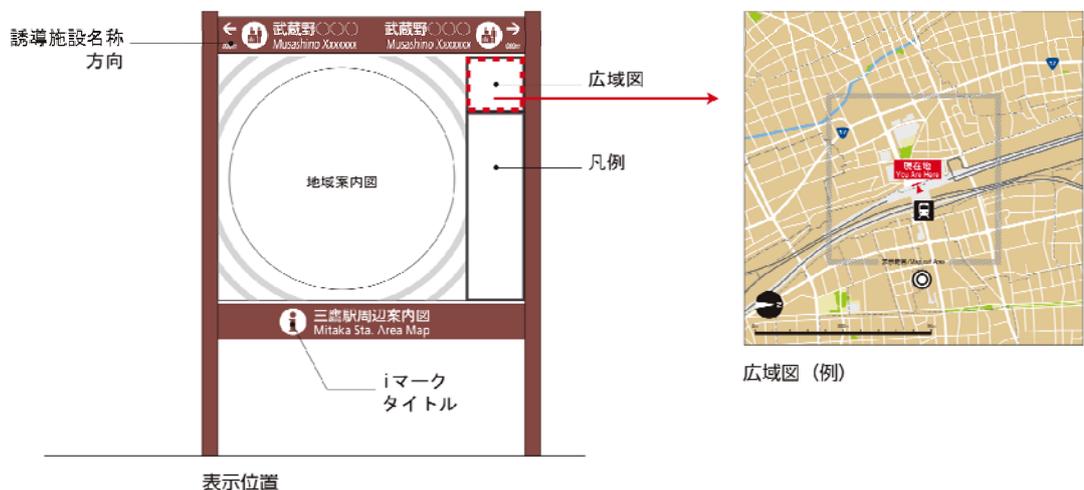
案内サインの整備年月を表示し、表示した情報がどの時点の内容かを明らかにします。
(例) 2012. 4

② 広域図

起点サインに限り広域図を表示するものとし、内容については以下のとおりとします。

a. 表示範囲及び縮尺

表示範囲は概ね 2.0km 四方とし、縮尺は概ね 1/8,000 とします。



b. 表示情報

地図の基本的な座標軸がわかる程度の施設表記とし、具体的には以下施設を対象とします。

- ・ 鉄道駅等の交通結節点（駅名（鉄道路線は除く）とピクトグラム表示。）
- ・ 町名（緑町、中町など）
- ・ 役所（ピクトグラムと名称を表記）
- ・ 広域避難場所（ピクトグラムのみ表示）

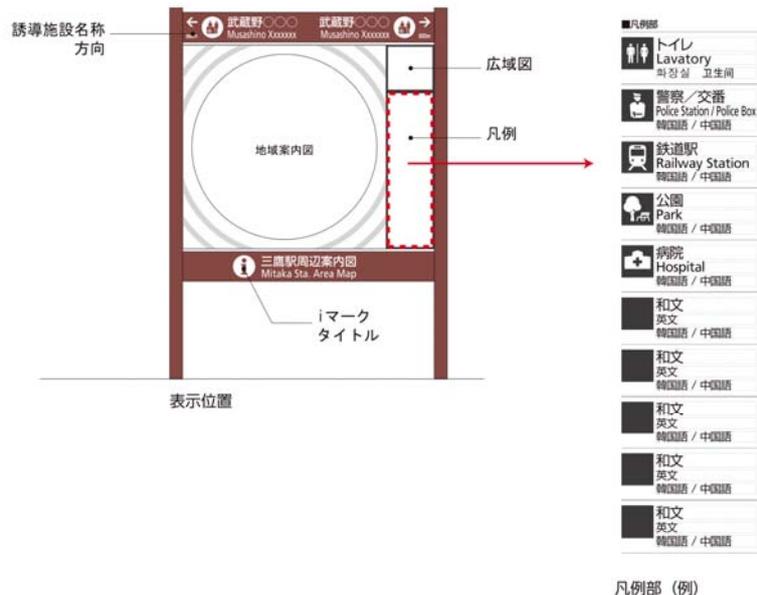
c. その他

- ・ 地域案内図との区別を明確にするため、広域図と地域案内図との間を5mm 開け、黒の枠線（1 pt）で囲みます。
- ・ 広域図と地域案内図の関係が把握できるよう、広域図内に地域案内図の表示区域を明記します。
- ・ 地域案内図の表示区域の外枠を枠囲いし、「<表示範囲 Map out Area>」と表記します。

③ 凡例部

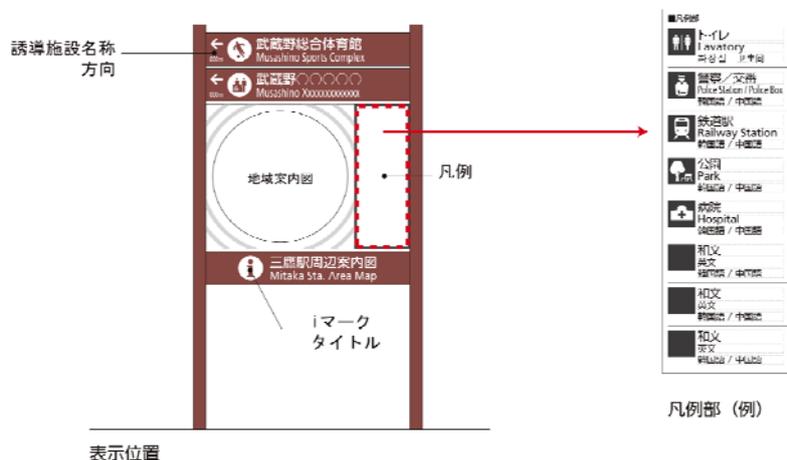
a. 起点サイン

- ・ 凡例部は、地域案内図の右側に縦 850mm×横 250mm の「凡例」を表記します。
- ・ サイン設置位置の現在地の住所を表示し、英語表記は「Address」とします。
- ・ 言語表記は、日本語・英語・中国語・韓国語表記を基本とします。また、必要に応じて、ひらがなを記載します。
- ・ ピクトグラムの意味をわかりやすくするために、ピクトグラムの凡例を表記します。



b. 中拠点サイン

- ・ 凡例部は、地域案内図の右側に縦 715mm×横 265mm の「凡例」を表記します。
- ・ ピクトグラムの意味をわかりやすくするために、ピクトグラムの凡例を表記します。
- ・ 言語表記は、日本語・英語・中国語・韓国語表記を基本とします。また、必要に応じて、ひらがなを記載します。



④ 案内サインの裏面

対面歩道から案内板の裏面が見える場合には、案内サインの裏面に現住所を表示します。

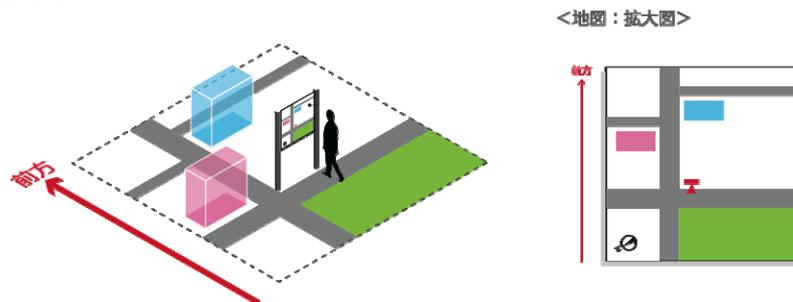
その際の文字の大きさは、視距離を4m～10m程度離れた場所を想定し、和文文字高さを40mm、英文文字高さは30mmを基準とします。



⑤ その他

a. 案内サインの表示向き

現在地からの移動方向を伝えやすくするため、基本的に利用者からみた方向と地図の向きを合わせるものとします。



b. 方位、スケール

方位及びスケールは、地域案内図・広域図のそれぞれ四隅のいずれかに表示します。

⑥ 案内サインの設置

a. 設置方法、位置

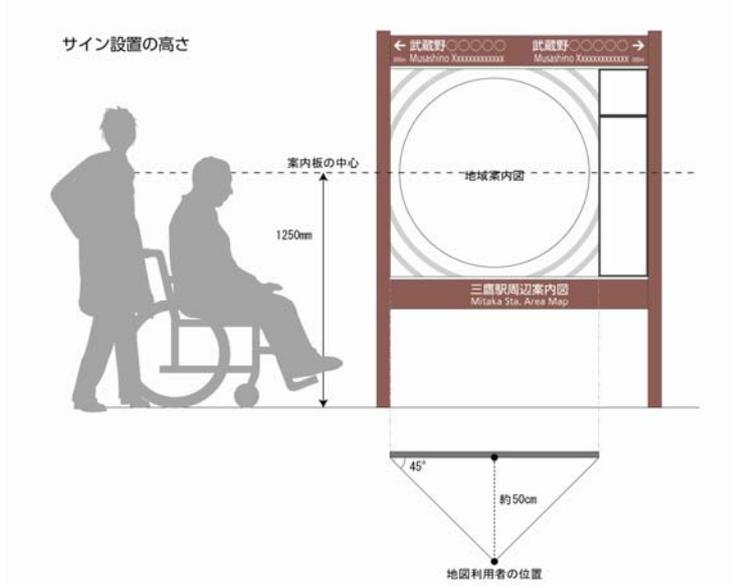
案内サインは、歩行者の目につきやすく、近づいて見ることができるよう、サイン本体の足元やその周辺に障害物等がないように配慮します。

また、案内サインは、サインに向かって前方が上になるように設置を行います。

その他の配慮事項については、31 頁（設置位置に関する配慮事項）をご確認ください。

b. 設置の高さ

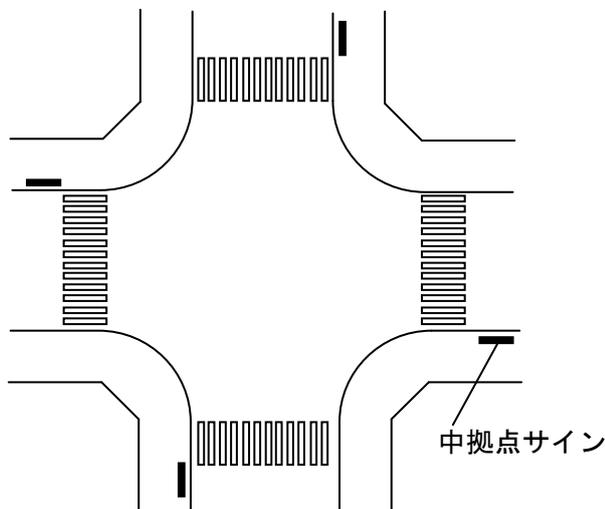
車いす使用者の地図上部の見やすさに配慮し、板中心の高さを概ね 1,250mm とします。案内サインの標準的なサイズ、支持体等の構造については、54 頁（構造基準）をご覧ください。



（「地図を用いた道路案内標識ガイドブック」より作成）

c. 設置の際の留意点

歩行者から見て良好な視認性が確保でき、通行の支障にならない場所、かつ自動車利用者の視界を妨げない場所を選定します。また、サインが乱立しないよう既設サインの表示内容が統合可能な場合には、集約化を図るなどの検討を行うものとしします。



交差点部設置位置図

⑦ 視覚障害者対応

視覚障害者が利用することが多い施設及びその周辺に設けられる案内サインについては、周辺環境を十分に踏まえた上で、必要に応じ、点字、音声、その他の方法により視覚障害者を案内する装置を設けることとします。

a. 点字・音声による方法

視覚障害者に対する音声案内、触知図については、これまで多数の民間企業や関係省庁において研究、実験、実用化がされてきていますが、現状では統一された基準がありません。

機器の形態、端末の要否、利用環境など導入に際しては、利用する視覚障害者等の意見をよく聞くとともに、機器の汎用性を考慮することが必要です。



【写真】国立競技場 触知図＋音声案内



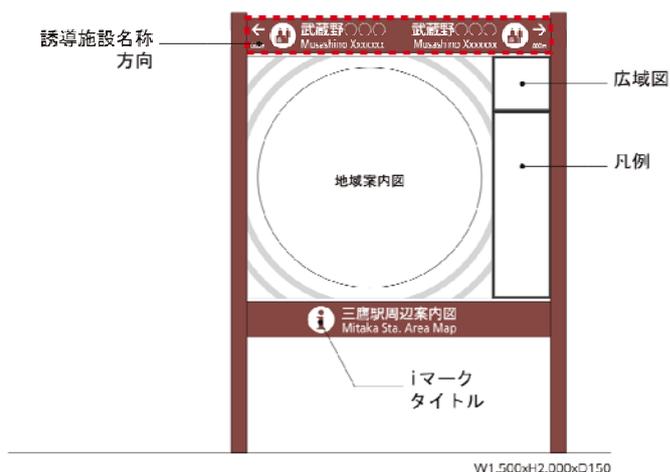
【写真】さいたま市新都心 触知図＋音声案内

4) 誘導サイン基準

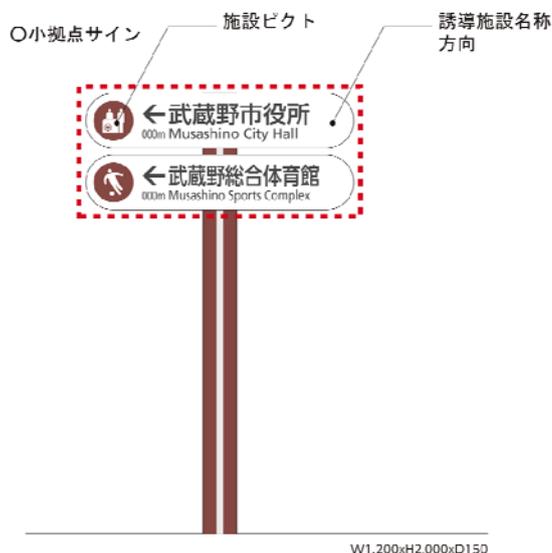
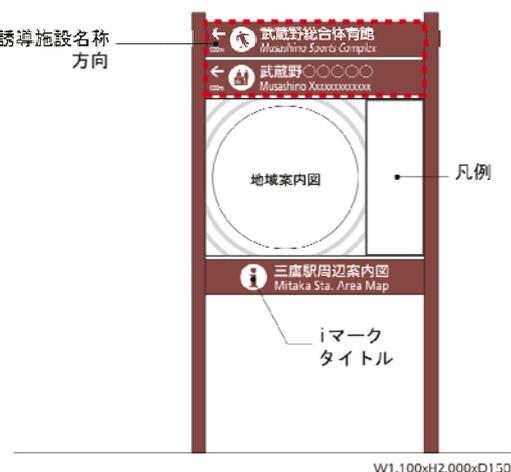
この項では、誘導経路となる歩行動線のうち、主に目的地までの分岐点となる小拠点に設置する誘導サインの基準を示します。

なお、案内サイン（起点、中拠点サイン）上に設置する誘導サインについては、本項のうち、①誘導サインの表示対象施設から⑥矢印表示の部分まで（46 頁～50 頁）を参照するものとします。

○起点サイン



○中拠点サイン



 [4] 誘導サイン基準」で対象とする内容

① 誘導サインの表示対象施設

a. 基本的な考え方

誘導すべき対象施設は、利用対象者の視点から考えることとします。

1つ目は、市民や武蔵野市を訪れる来街者も含め、できるだけ多くの人の移動の円滑化を図れるように、不特定多数の利用者が見込まれる施設とします。2つ目は、高齢者、障害者等の移動の円滑化を促進するバリアフリーの視点から、日常生活、または社会生活において、移動困難者の利用が見込まれる施設とします。いずれも、市の公共施設を主として、公共・公益的機能を有する施設とします。

以上の視点から、誘導サインを用いて誘導する施設の分類を以下のとおり示しますが、具体的な施設については、地域の状況に応じて選択するものとします。

また、誘導サインに表示するピクトグラムについては、25頁～29頁のピクトグラムの表記をご確認ください。

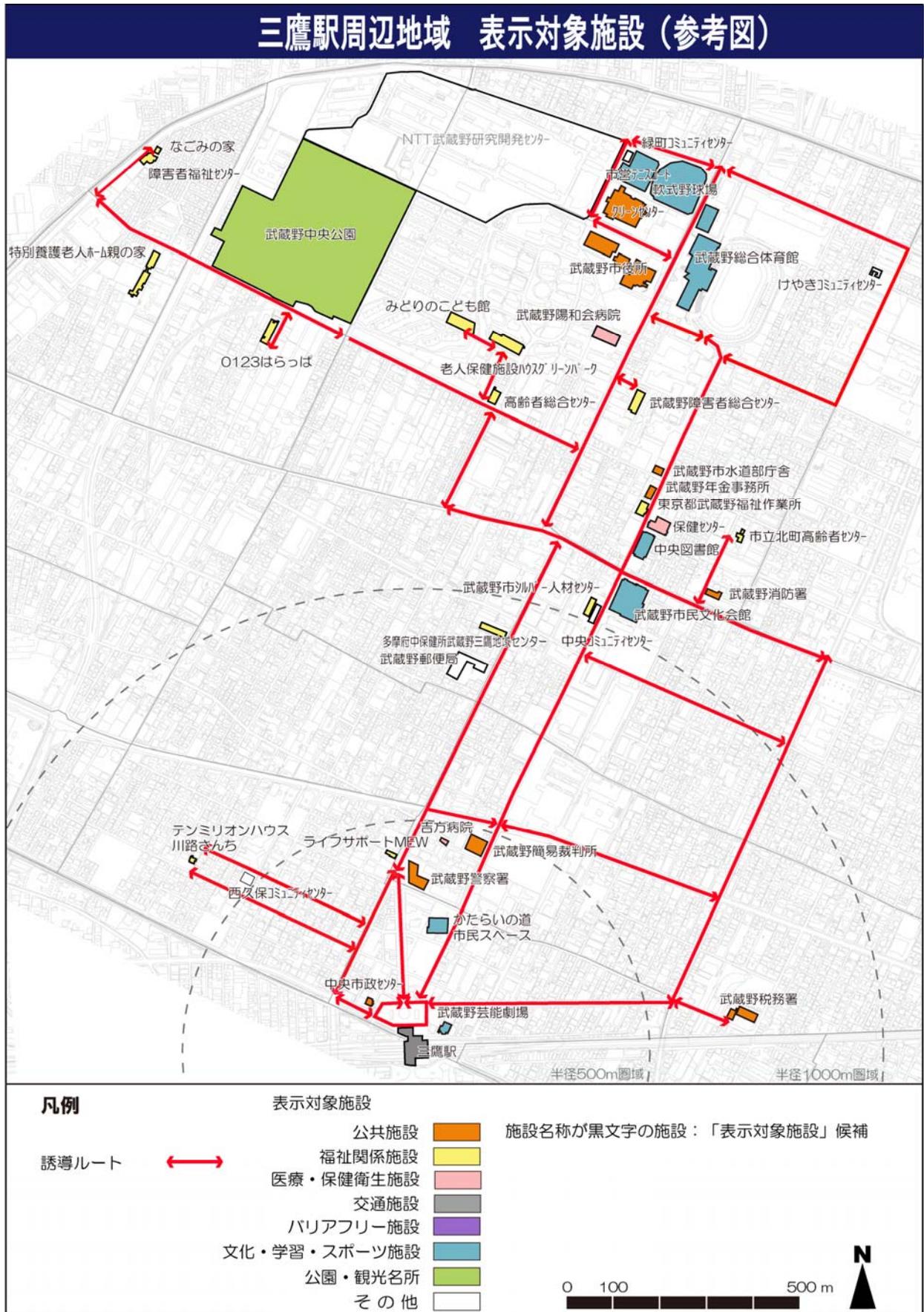
誘導施設一覧

大区分	中区分	小区分
不特定多数の利用者が見込まれる施設	案内所	案内所（有人）、情報コーナー
	公共施設	市役所、市政センター
		警察署
		消防署
		官庁及びその出先機関（税務署、裁判所、公証役場等）
	医療・保健衛生施設	病院（特定機能病院、地域医療支援病院、救急指定病院）
		保健所
	交通施設	鉄道駅
		乗合自動車停留所（バスのりば）
	文化・学習・スポーツ施設	公会堂、美術館、文化会館、劇場
		図書館
		体育施設（体育館、運動場、プール等）
	公園・観光名所	大規模公園（総合公園、広域公園、特殊公園等）
		観光名所
その他	広域避難場所	
	コミュニティセンター	
	大学	
	公衆トイレ（ミカレット）	
	郵便局（郵便事業支店）	
移動困難者の利用が見込まれる施設	福祉関係施設	高齢者施設（特別養護老人ホーム、シルバー人材センター等）
		障害者施設
		子育て支援施設
	バリアフリー施設	エレベーター

b. 誘導サインの表示対象施設例（三鷹駅周辺地域）

誘導する必要がある具体的な施設の選定にあたっては、施設の利用状況や、道路（区画）の性格、地域の特性、交通体系などを考慮する必要があります。

三鷹駅周辺地域では以下の施設について、誘導サインによる誘導が必要であると考えます。



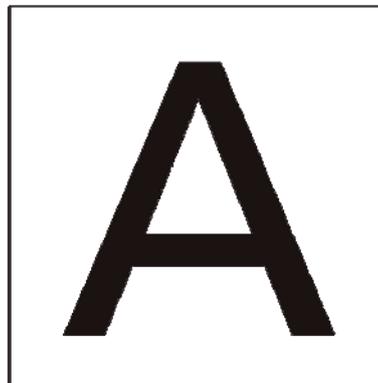
② 文字の大きさ

各サインの誘導表示部分については、視距離 15m の場合に判読できる、和文文字高を 60mm 以上・英文文字高は 36mm 以上とします。

○和文文字高 60mm



○英文文字高 36mm



③ 書体、ピクトグラム

文字の書体については 19 頁～20 頁を、ピクトグラムの表記については 25 頁～29 頁をご確認ください。なお、案内サイン（起点、中拠点サイン）上に附置する誘導サインについては、盤面の大きさによっては表示が難しいことも考えられるため、必ずしもピクトグラムを使用しなくてもよいこととします。

④ 言語表記

言語表記は、日本語と英語を基本としますが、障害者、子どもが多く利用する施設については、ひらがな併記を検討することとします。

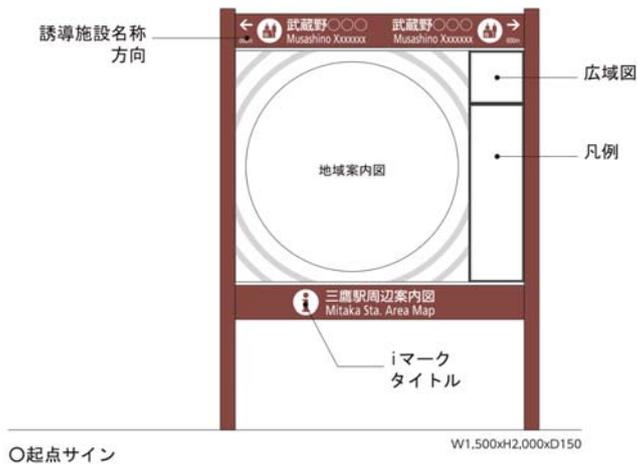
英語表記は、市民課発行の武蔵野マップの英語表記に準拠します。詳細は 21 頁（言語表記）をご確認ください。

⑤ 距離表示

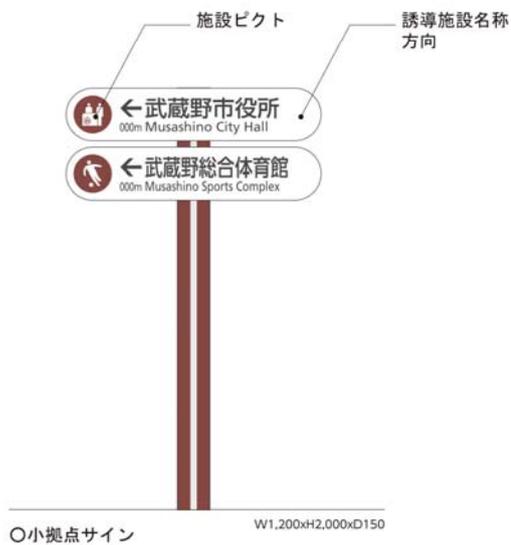
目的地までの距離を表示します。距離表示は、2桁または3桁の場合、下1桁を四捨五入し表示します。

＜例＞ 2桁の場合 54m → 50m
3桁の場合 555m → 560m

○表示例



誘導表示レイアウト例



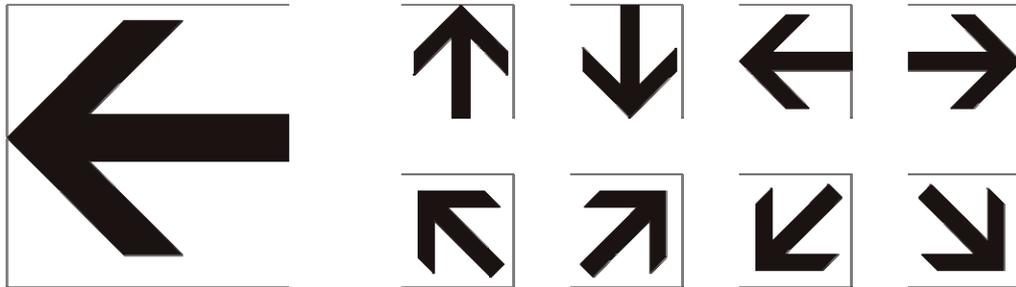
誘導表示レイアウト例



⑥ 矢印表示

矢印の表示は、JIS 規格で定められた 8 種の用法があり、形状はシンプルで遠方より視認性のあるデザインを推奨します。

矢印



移動方向を指示する矢印として、一般的に理解しやすいのは、下の 3 種の矢印です。できるだけこの 3 種を用いるよう、サインの設置位置を工夫する必要があります。



⑦ 施設表示の並べ方（表示順位）

施設表示順位は、施設までの距離が近い順に上から表示していくものとします。



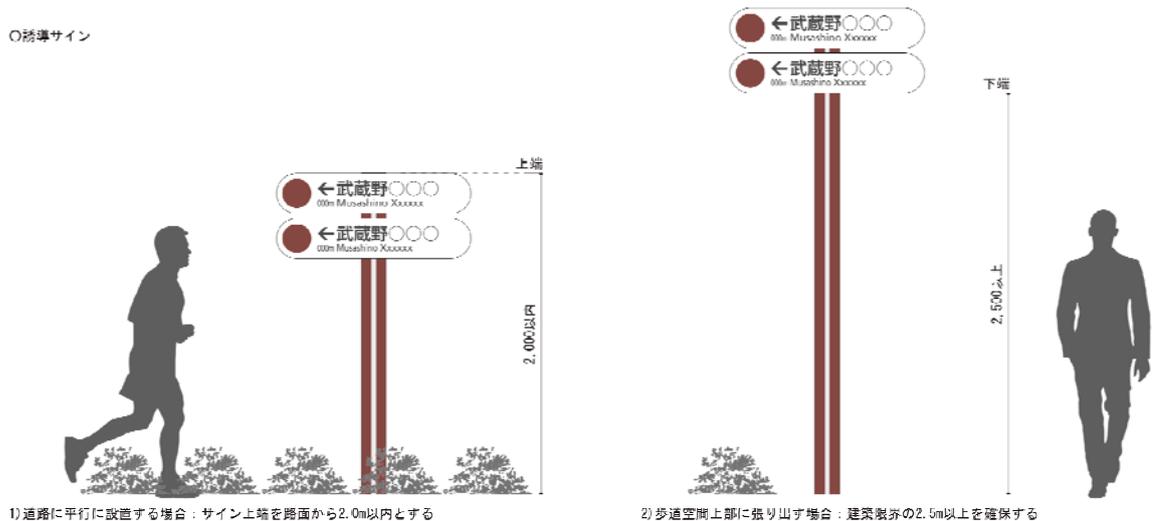
⑧ 誘導サインの設置

a. 設置の高さ

基本的には、【図1】のように歩道に対して並行に設置することとします。設置高さは、道路占用許可基準を考慮したうえで、サイン上端を路面より2,000mm以内とします。

一方、【図2】のようにやむを得ず歩道空間上部に張り出さなければいけない場合は、歩道の建築限界2,500mm以上を確保するようにします。

誘導サインの標準的なサイズ、支持体等の構造については、54頁（構造基準）で示します。



【図1】

【図2】

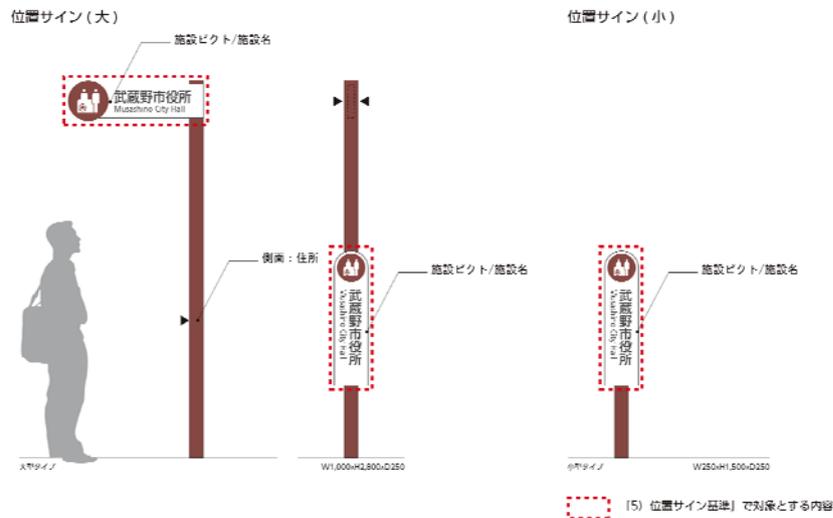
b. 設置の際の留意点

誘導経路上において、利用者が遠距離から見た場合の視認性や通行の支障にならないことを考慮したうえで、歩道上の動線が分岐する手前の地点に設置することを原則とします。

しかし、歩道幅員等により設置が難しい場合は、視認性を確保できる民有地や建築物の壁面に設置することとします。また、サインが乱立しないよう既設サインの表示内容が統合可能な場合には集約化を図るなどの検討を行うものとします。

5) 位置サイン基準

位置サインとは、誘導サインの表示対象施設（46 頁～47 頁参照）の入り口付近で、目的地に到達したことを歩行者に示すためのサインです。この項では位置サインの基準を示します。



① 文字の大きさ

サイン正面部の表示文字については、利用者が遠距離から見た場合の視認性を考慮して、和文文字高を 100mm・英文文字高は 50mm を基準とします。また、文字数に応じて和文文字高を 80mm 以上・英文文字高を 40mm 以上、または長体を使用します。

サイン上部の表示文字については、視距離 15m の場合に判読できる、和文文字高を 60mm・英文文字高は 36mm とします。

② 書体

文字の書体については、19 頁～20 頁をご確認ください。

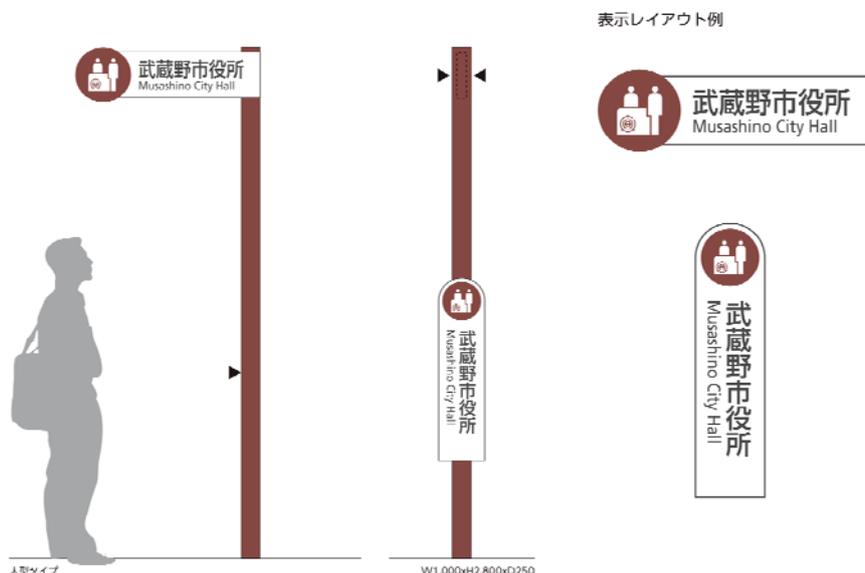
③ 言語表記

言語表記は、日本語と英語を基本とします。英語表記は、市民課発行の武蔵野マップの英語表記に準拠します。詳細は 21 頁（言語表記）をご確認ください。

④ ピクトグラムとアイキャッチャー

地図に用いたピクトグラムや、標識令、標準案内用図記号一覧のデザインに準拠し、ピクトグラムで示すことができない施設については、市章を使用し表示します。

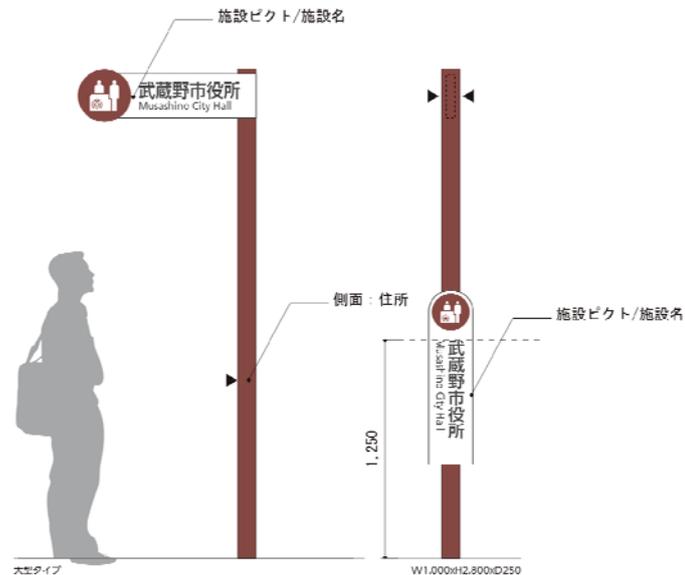
○表示例



⑤ 位置サインの設置

a. 設置の高さ

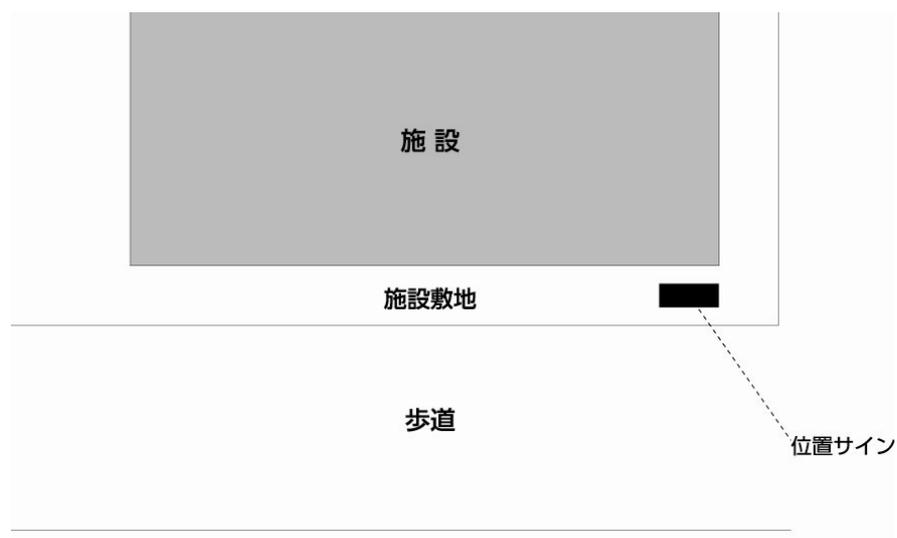
近距離で見ると車いす使用者の見やすさにも配慮し、施設名の記載は路面より 1,250mm の位置とします。また、位置サインの標準的なサイズ、支持体等の構造については、54 頁の構造基準に示します。



b. 設置の際の留意点

利用者が遠距離から見た場合の視認性や施設利用者の通行を妨げないことを考慮したうえで、原則として施設敷地内に設置します。

また、サインが乱立しないよう既設サインの表示内容が統合可能な場合には、集約化を図るなどの検討を行うものとします。

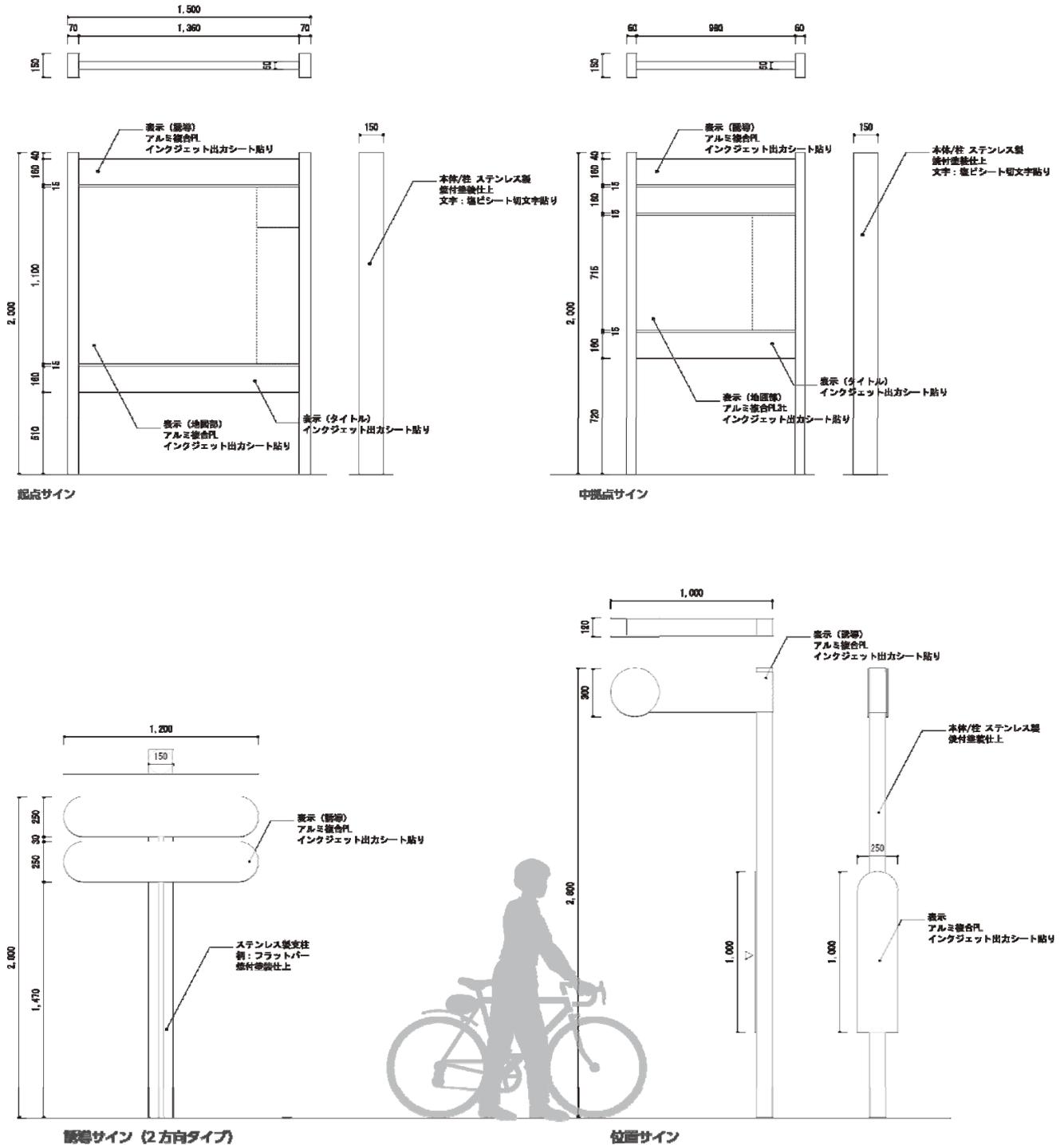


4. 構造基準

1) 公共サイン本体のサイズ、支持体等の構造

公共サイン本体の標準的サイズ、支持体等の構造について以下のとおり示しますが、設置場所、設置条件などの事情により、これ以外のものを設置することが適切な場合も考えられます。そのため、以下の構造図はサイン設置、検討の際の参考として示すこととします。

《参考構造図》



第4章 公共サインの設置主体及び維持管理手法について

1. 公共サインの設置主体について

1) 案内・誘導サイン

① 道路上に設置する案内・誘導サイン

a. 案内サイン（起点サイン・中拠点サイン）

道路管理者(市)及び市立施設の管理者が本ガイドラインに準拠して、道路上に設置します。市立施設の管理者が道路上にサインを設置する場合は、道路管理者や道路所有者と占用に関する協議を行う必要があります。

b. 誘導サイン（小拠点サイン）

道路管理者(市)が標識令に基づき設置するほか、市立施設の管理者が道路上に設置します。市立施設の管理者が道路上に設置する場合は、本ガイドラインに準拠させるとともに、道路管理者や道路所有者と道路占用に関する協議を行う必要があります。

② 道路上から視認できる外柵、敷地内等に設置する案内・誘導サイン

a. 案内サイン（起点サイン・中拠点サイン）

市立施設の管理者が設置主体となります。複数の施設を示す案内サインを設置する場合は、施設管理者間で協議し、設置主体を決定するものとします。

b. 誘導サイン（小拠点サイン）

市立施設の管理者が設置主体となります。複数の誘導対象施設を示す誘導サインを設置する場合は、施設管理者間で協議し、設置主体を決定するものとします。

③ 駅前広場内における総合案内板

市（まちづくり推進課）が設置主体となります。設置にあたっては、地域公共交通活性化協議会や関係機関と連携を図りながらデザイン、機能等を検討します。

2) 位置サイン

市立施設の管理者が、道路上から視認できる敷地内に、本ガイドラインに準拠した位置サインを設置するものとします。

サイン種別と設置主体(案)一覧

種 別	設置位置	設置主体	備 考
案内サイン	道路上	道路管理者（市） 市立施設の管理者	施設管理者が設置する場合は、道路管理者等と道路占用に関する協議を行う必要がある。
	外柵、敷地内等	市立施設の管理者	複数の誘導対象施設が示されることになる場合、複数施設間で協議し設置主体を決定。
	駅前広場内	市（まちづくり推進課）	地域公共交通活性化協議会等との連携が必要。
誘導サイン	道路上	道路管理者（市） 市立施設の管理者	施設管理者が設置する場合は、道路管理者等と道路占用に関する協議を行う必要がある。
	外柵、敷地内等	市立施設の管理者	複数の誘導対象施設を示す誘導サインの場合は、施設間で協議し設置主体を決定
位置サイン	道路上から視認できる施設敷地内	市立施設の管理者	

2. 公共サインの維持・管理手法

1) 公共サイン管理台帳の作成

市（まちづくり推進課）は、本ガイドライン策定時に既存公共サインについて調査した公共サインカルテを基礎データとし、準拠すべき公共施設サイン類について、管理台帳を作成するものとしします。

<管理台帳に記載すべき事項>

- ・管理番号（管理者別の漢字記号とサイン種別の英記号と番号の組合せ番号とする）
- ・設置者
- ・管理者
- ・設置年月日
- ・更新履歴（新設年月日、修繕年月日を記載）
- ・設置場所（詳細位置図、道路内・外、公用地内、民地内などの別がわかるように記載）
- ・サイン種別（案内・誘導・位置・その他の区分を示す）
- ・本体寸法、表示面寸法がわかる図面等
- ・現況写真

2) サインを設置する際の手続きについて

① 本ガイドラインに準拠すべきサインを新設・更新する場合

a. サイン設置届の提出

サイン設置主体は、事前に市（まちづくり推進課）へ届出書の提出を必要とします。

また、本ガイドラインに基づくデザイン、構造等にするため、サイン設置主体は市（まちづくり推進課）と事前協議を行うこととします。

b. サイン設置報告書の提出

サイン設置主体は、サイン設置届を提出した物件を設置した後、すみやかにサイン設置報告書を市（まちづくり推進課）へ提出します。市（まちづくり推進課）は、サイン設置報告書を受理した段階で、サイン管理台帳を更新します。

② 本ガイドラインを参照すべきサインを新設、更新する場合（市が設置するものに限る）

サイン設置主体は、サインを新設・更新する際には、できる限り、市（まちづくり推進課）に事前相談をすることとします。

サイン種別と必要な手続き等一覧

種 別	必要な手続き等		
	時期	設置前	設置後
	必要書類	サイン設置届	サイン設置報告書
① 準拠すべきサインを新設・更新する場合		提 出	提 出
② 参照すべきサインを設置する場合 ※市が設置するものに限る		不 要 ※ただし、できる限り 事前相談を行うこと	不 要

3) サイン本体の点検、メンテナンスについて

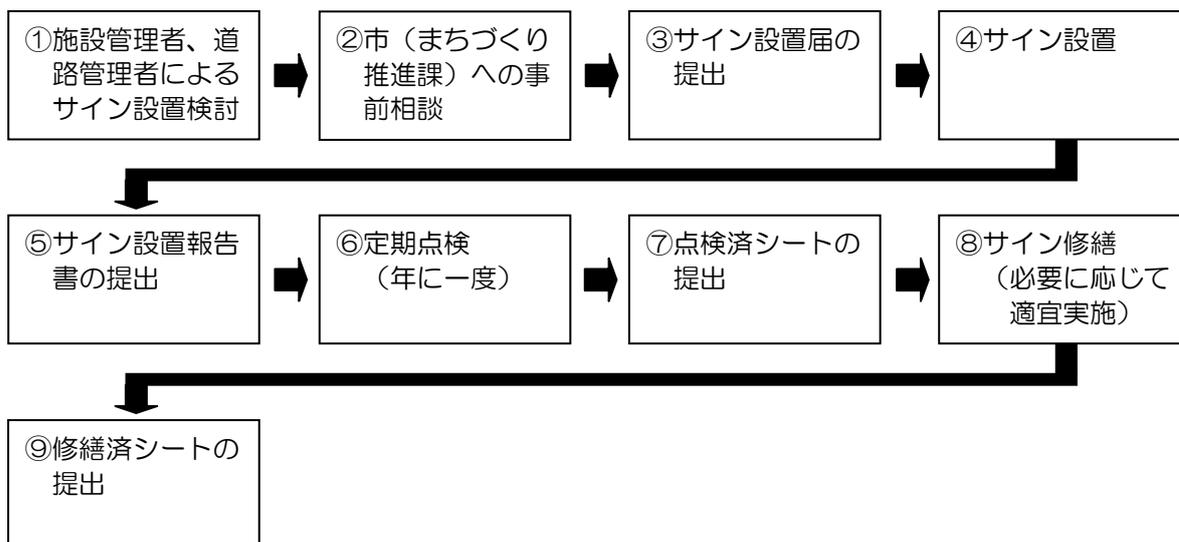
全てのサインの設置主体が、各々で以下の点検・修繕を定期的に行うことが望まれますが、特に本ガイドラインを準拠するとしたサインについては、以下に示す定期点検、修繕を必ず実施することとします。また、点検、修繕終了後には、点検済シート、修繕済シートを市（まちづくり推進課）に提出し、サイン台帳とともに管理することとします。

必要な点検・修繕一覧

種 別	実 施 内 容 等	
定期点検	点 検 事 項	清掃 ・ 汚れや埃の清掃。 ・ 違法な貼り紙や落書きの除去。 保守点検 ・ ガタツキ、歪み、傷、塗装のはがれ等の確認。 ・ 音声案内等の装置を入れている場合は、機械動作の点検、照明設備の点検。
	実施サイクル	毎年
	実施主体	設置管理者
	書類等の提出	点検済シートの提出
修 繕	修 繕 事 項	・ 定期点検で見つかったガタツキ、歪み等の修繕。 ・ 施設の竣工、移転、道路形状の変更等がある場合は、表示内容を適宜更新する。部分的な変更には修正用シートを盤面に貼り付け対応する。
	実施サイクル	定期点検の結果に基づき随時。
	実施主体	設置管理者
	書類等の提出	修繕済シートの提出

なお、表示面の全面的な張り替えなど、大規模な修繕を行う場合は、維持修繕ではなく新設・改修時の手続きを行うこととします。

○サイン設置、維持管理の流れ



必要様式と記載内容等一覧

必要様式	必要な記載内容等
サイン設置届	<p>様式1. サイン設置届</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置者 ・管理者 ・新設・更新の区分 ・設置予定日 ・設置位置（位置図） ・設置予定場所（詳細位置図、道路内・外、公用地内・民地内などの別がわかるように記載） ・サイン種別（案内・誘導・位置・その他の区分を示す） ・本体寸法、表示面寸法がわかる図面等の資料
サイン設置報告書	<p>サイン設置後に、設置者、または管理者が、サイン管理台帳を自ら作成し、添付書類として提出する。受理者は、サイン管理台帳を更新する。</p> <p>様式2. サイン設置報告書（表紙1枚）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出者名 ・提出年月日 <p>様式3. サイン管理台帳</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理番号（管理者別の漢字記号とサイン種別の英記号と番号の組合せ番号とする） ・設置者 ・管理者 ・設置年月日 ・更新履歴（新設年月日、修繕年月日を記載） ・設置場所（詳細位置図、道路内・外、公用地内、民地などの別がわかるように記載） ・サイン種別（案内・誘導・位置・その他の区分を示す） ・本体寸法、表示面寸法がわかる図面等 ・現況写真
点検済シート	<p>管理者が、所管するサイン全てについて点検シートを自ら作成し、添付書類として提出する。受理者は、点検シートをサイン管理台帳とともに管理・更新する。</p> <p>様式4. 点検済シート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理番号 ・点検年月日 ・担当課・係 ・不具合等の記載欄
修繕済シート	<p>管理者が、定期点検において不具合等を発見したサインについて、対応内容等を記載した維持修繕シートを自ら作成し、添付書類として提出する。受理者は、維持修繕シートをサイン管理台帳とともに管理・更新する。</p> <p>様式5. 修繕済シート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理番号 ・対応年月日 ・担当課・係 ・対応内容の記載欄 <p>（※大規模修繕の場合は、維持修繕ではなく新設、改修時の手続きと同様にサイン設置報告書を提出する。）</p>

参考資料

1. モデルケースの提示

本ガイドラインの内容に基づいて、モデル盤面として三鷹駅北口駅前広場に設置予定の総合案内板の設置に向けた考え方を示すとともに、三鷹駅北口周辺地域をケーススタディの対象として、本ガイドラインの14頁～17頁に示すサインシステムに従って公共サインの設置場所の検討を行いました。

1) 三鷹駅北口駅前広場総合案内板設置に向けた考え方

三鷹駅北口駅前広場暫定整備（平成22年度～平成23年度）にあわせ、これまで駅前広場に乱立していた各種サインを整理・集約し、公共交通の乗り場案内や駅周辺施設等への誘導・案内の情報をわかりやすく表示した駅前広場総合案内板の設置を行います。サイン支持体の構造については、参考構造図と若干異なるものとなりますが、盤面の表示内容、デザインについては、本ガイドラインに準拠させるため、モデルケースとして本ガイドラインに掲載します。

① 盤面構成

a. 地域案内図

ガイドラインでは、地域案内図の表示範囲を約1.0km四方としていますが、三鷹駅北口周辺は1.0km以上先に公共施設が集中していることから、駅北口から約2.0km四方を地域案内図の表示範囲とします。

b. 広域図

ガイドラインでは、広域図の表示範囲を概ね2.0km四方としていますが、上述のとおり、地域案内図の表示範囲を2.0km四方としたため、三鷹駅北口に設置する総合案内板については広域図を載せないこととします。

c. 公共交通案内

バス乗り場の番号、系統、主な行先（経由地）、バス事業者等を表示したバス乗り場の総合案内、また、タクシー乗り場も入れた駅前広場の地図を設置します。

バス乗り場については、障害者等にも理解しやすいように、案内板に記載するバス乗り場番号に色をつけ、バス停留所の色と合わせるよう工夫します。

d. 近隣公共施設への誘導

駅から徒歩圏内にある中央市政センター、武蔵野芸能劇場、武蔵野警察署等の近隣公共施設を誘導する誘導サインを設置します。

② 本体構造

車いす使用者が近くに寄って表示面を見ることができるよう配慮した構造とします。

③ 機能

a. 音声案内

行きたい先を経由するバスが何番乗り場から出ているかがわかるように、また、広場内のトイレ、交番、タクシー乗り場を案内、誘導するため、人感センサーと押しボタンを合わせた音声案内を設置します。屋外に設置するため、聞き取りやすいスピーカーの位置や、音声・音量に配慮します。

b. 照明

屋外に設置されているため、夜間でも案内板を見ることができるよう、内照式LEDランプを設置します。

c. その他

一般的に、視覚障害者が触覚により駅前広場の空間認識ができるように、触知地図の設置も考えられますが、総合案内板は屋外に設置されるため、真夏、真冬、雨天時等に触知地図に触れた場合の不快感や、維持管理の面を考慮し、触知地図は設置しないこととします。

④ 関係機関との調整

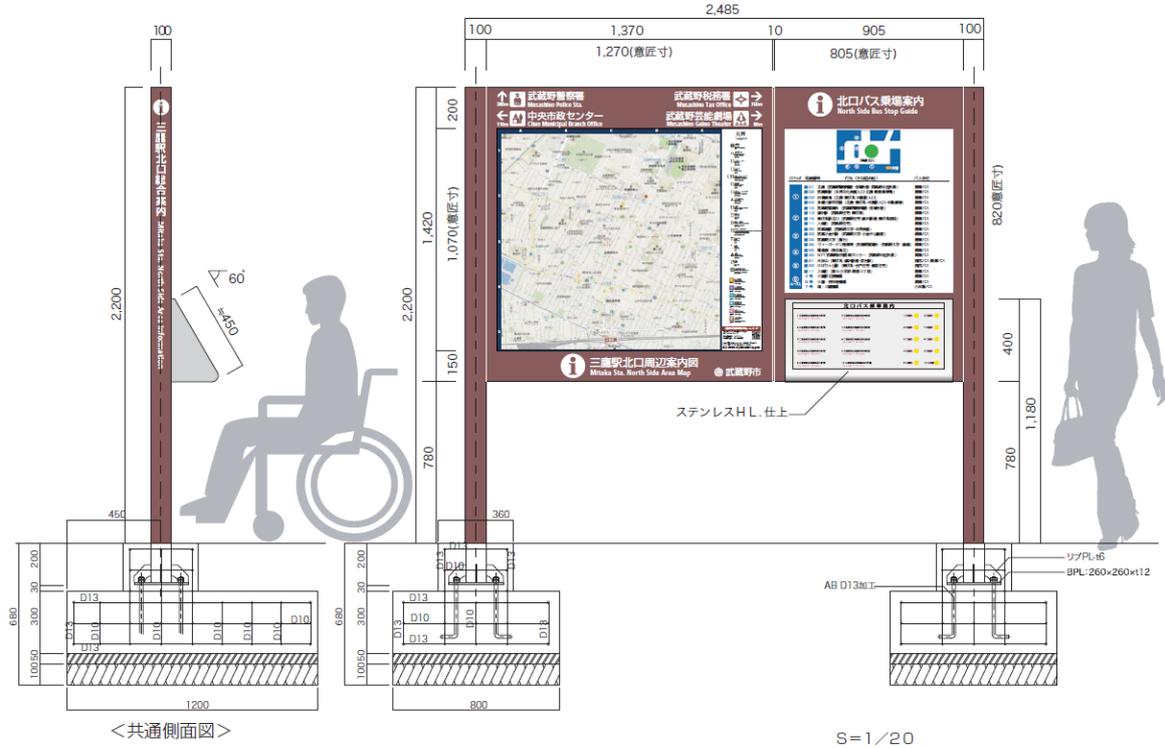
三鷹駅前広場総合案内板を設置するにあたっては、交通事業者を入れた地域公共交通活性化協議会と連携を図るとともに、ユニバーサルデザインに対応した案内板とするため、福祉関係部署からヒアリングを行います。

⑤ 総合案内板イメージ図



⑥ 総合案内板 構造図(案)

以下は平成 24 年 3 月時点での構造図 (案) になります。
 実際に整備されるものと異なる可能性があります、参考までに掲載します。



2) 三鷹駅周辺地域における公共サイン配置案

ここでは、三鷹駅北口周辺地域を例にとり、本ガイドラインの14頁～17頁に示すサインシステムに従った理想的なサイン配置案を示します。しかし、現状で既に公共サインが設置されている箇所があることや、現状の道路構造、歩道幅員ではサインの設置が難しい箇所もあります。そのため、実際の設置にあたっては、既存サインとの集約化の検討や、歩道幅員等の現況確認をする必要があります。

① 誘導対象施設

46頁で示す誘導サインの表示対象施設をもとに、誘導施設を検討しました。

② サイン設置の考え方

17頁の三鷹駅周辺地域の案内・誘導イメージを参考に、起点サイン、中拠点サイン、小拠点サインを適切な場所に設置することで、目的地までよりわかりやすく、連続的に案内・誘導していくこととします。

《起点サイン》

起点サインは、起点となる場所において総合的な情報を提供することを目的として設置するものです。本区域は、中央通り沿いに主要な公共施設等が集中していることを踏まえ、中央通りと幹線道路との交差部や概ね1.0km四方の地点など、以下の3箇所に設置することとします。

- ・三鷹駅北口駅前広場内
- ・中央通り、五日市街道交差部
- ・武蔵野市役所敷地内



○起点サイン

《中拠点サイン》

中拠点サインは、約500m四方を案内する地域案内図と近隣の施設を誘導する誘導サインを附置するものです。主要バス停、主要道路が交差する交差点、公共施設付近に設置することで、よりわかりやすい周辺案内、誘導を実施していきます。

本区域内において中拠点サインを設置すべき場所は、以下の6箇所と考えます。

- ・三鷹通りと井ノ頭通りの交差部
- ・文化会館通り（かたらいの道）と井ノ頭通り交差部
- ・中町新道と成蹊通り交差部
- ・中央通りから高齢者総合センターに向かう分岐の交差点付近
- ・文化会館通り（かたらいの道）、五日市街道交差部（市民文化会館周辺）
- ・伏見通り、五日市街道交差部



○中拠点サイン

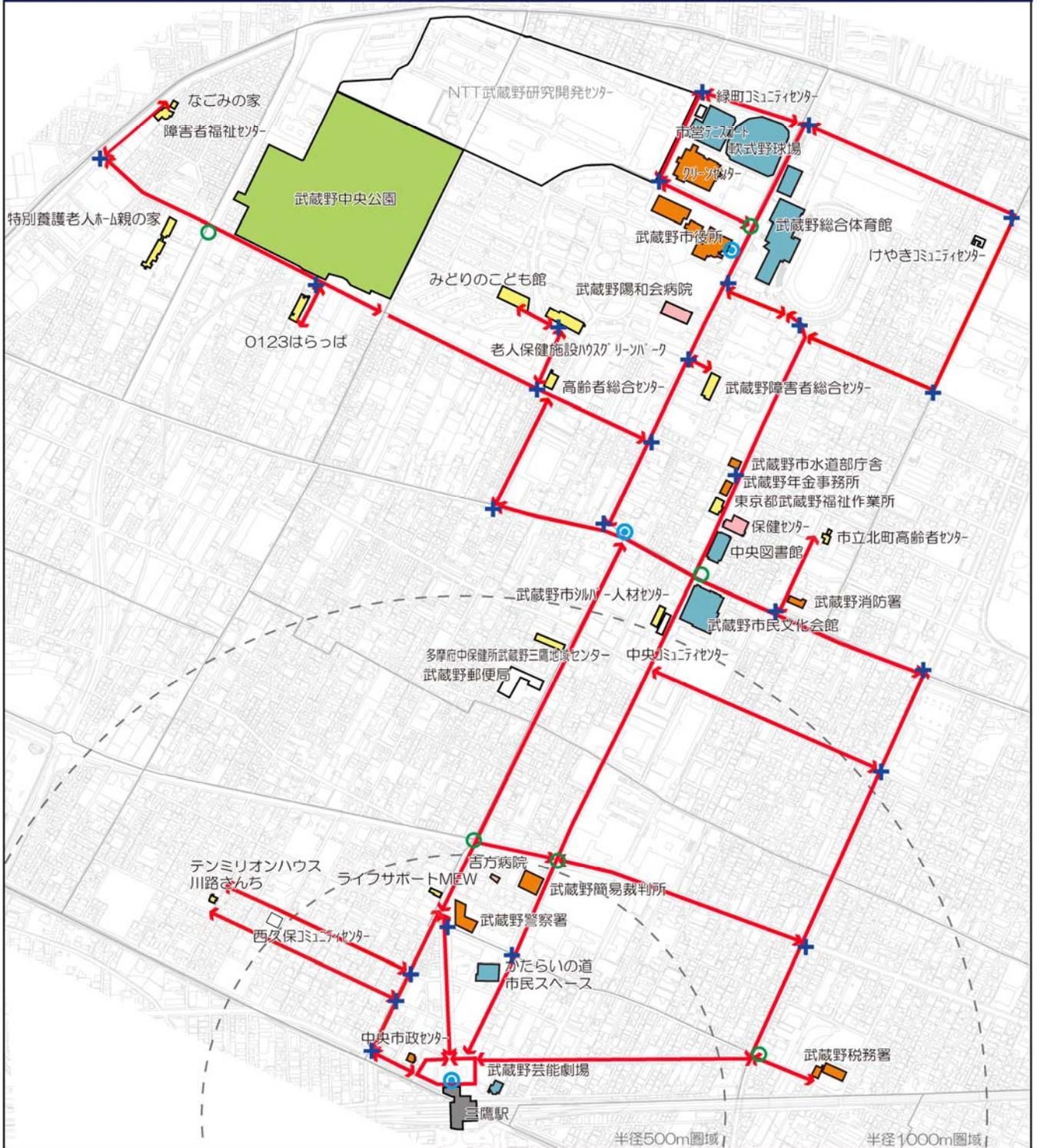
《小拠点サイン》

小拠点サインは、矢羽型の誘導サインで示すものであり、中拠点サインを設置する以外の場所で、各施設へ確実に誘導するための分岐ポイントとなる場所に設置します。



○小拠点サイン

三鷹駅周辺地域 公共サイン配置計画 (案)



凡例

- 誘導ルート 
- 小拠点サイン 
- 中拠点サイン 
- 起点サイン 

表示対象施設

- 公共施設 
- 福祉関係施設 
- 医療・保健衛生施設 
- 交通施設 
- バリアフリー施設 
- 文化・学習・スポーツ施設 
- 公園・観光名所 
- その他 

施設名称が黒文字の施設：「表示対象施設」候補



2. 三鷹駅周辺地域公共サイン現況調査分析結果（抜粋）

- 調査目的 武蔵野市内における公共サインの現状を把握し、ユニバーサルデザインの視点に立って課題を分析し、本ガイドライン策定において配慮すべき事項の参考とする。
- 調査対象 三鷹駅周辺地域における公共施設周辺の歩行者用サイン（公共性がない民間事業者設置のサインは除く。平成23年8月現在）
- 分析方法 サインの種類別（1.案内・誘導サイン、2.位置サイン、3.説明サイン、4.規制サイン）について、それぞれの課題を分析した。特に1.案内・誘導サインについては、三鷹駅北口駅前広場など問題点が目立った場所について現状分析を行うとともに、標識令に基づく誘導サイン、その他のサインなど分類ごとの現状分析を行った。
また、最後にケーススタディとして、サインシステムの検証を行った。

① 案内・誘導サイン設置状況

(1) 三鷹駅北口 駅前広場周辺

・駅前広場正面



左側：案内サイン(三鷹駅周辺半径 2.0km 圏内の地図。英語表記あり)

右側：案内サイン(住居表示街区案内図)

【現 状】

①設置面

- ・各種案内サインが重複立地している。
- ・駅から徒歩圏内にある公共施設（警察署、文化会館、芸能劇場等）への誘導サインが不足している。
- ・バス乗り場を案内・誘導するサインがない。

②デザイン面

- ・案内サイン（左側）には限られた公共施設しか記載されていない。
- ・案内サインの表示内容、文字の大きさ、色彩など、ユニバーサルデザインに配慮されたデザイン、構造になっていない。
- ・案内サインの地図の表示範囲が広すぎて、適切に情報を伝えられていない。

③管理面

- ・案内サインの表示面が汚れており、情報が認識しにくい。（写真左 ごあんない）

④その他機能面

- ・点字、拡大文字、音声案内等による情報提供は行われていない。

・三鷹駅北口エレベーター乗り場付近



三鷹駅北口のエレベーター誘導サイン
公衆トイレの誘導サイン

【現 状】

①設置面

- ・市が駅舎の壁面に公衆トイレの誘導サインを設置しているのみで、歩道上にはトイレを表示する案内サイン（標識令に基づく案内標識「便所 126-A～C」）が設置されていない。

②デザイン面

- ・貼紙で簡易表示されたものであり、ピクトグラムなどの記載もなく目立たない。
- ・バリアフリー化されたトイレがあるという表示がない。

・駅前広場周辺、駅前広場交通島内



駅前広場周辺



駅前広場 交通島内(暫定整備前)

【現 状】

①設置面

- ・駅からの誘導サインが十分でないため、各施設が独自で歩道上に誘導サインを設置している。

②デザイン面

- ・各施設が独自で設置しているため、デザインの統一が図られていない。

(2) かたらいの道(文化会館通り)沿い

・かたらいの道、井ノ頭通り交差部周辺



平成6年に策定された福祉公共サイン計画のデザイン基準に準拠した案内・誘導サイン

【現 状】

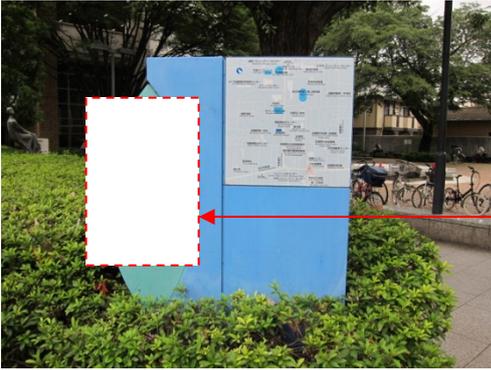
①設置面

- ・サインの足元に段差、勾配があり、車いす利用者等が近づいて見ることが困難である。（左側案内・誘導サイン）

②デザイン面

- ・案内サインの地図の縮尺が小さく、文字も小さく見にくい。
- ・緑地に白文字という色の組合せが見にくく、色覚障害者等へ配慮したデザインとはなっていない。

・中央図書館敷地内



中央図書館敷地内の案内・誘導サイン
(平成6年のデザイン基準準拠の案内・誘導サイン)

誘導サイン部分

【現 状】

- ①設置面
 - ・サインの足元に植え込みがあり、近づいて見るのが困難である。
- ②デザイン面
 - ・案内サインの地図の縮尺が小さい。また、文字も小さく見にくい。
- ③管理面
 - ・誘導サイン部分の文字の色落ちが激しく、表示内容が視認できない。

(3) 市民文化会館周辺



バス停留所前に設置されている案内サイン(正面)



かたらいの道沿道 第一中学校
外柵 誘導サイン

【現 状】

- ①デザイン面
 - ・案内サインの地図の縮尺表示や距離表示がなく、距離が把握しにくい。
- ②管理面
 - ・誘導サインの表示面の汚れ、傷等により文字が消えかかっている。

(4) 標識令に基づく誘導サイン（武蔵野中央交差点、中央通り交差点付近）



武蔵野中央交差点東側 都民銀行前



武蔵野中央交差点北側



武蔵野中央交差点西側



中央通り交差点東側（リッチモンドホテル前）

【現 状】

①設置面

- ・標識令に基づく誘導サイン（標識令に基づく案内標識「著名地点 114-B」）のみで、地図が附置された案内サインは設置されていない。

②管理面

- ・表示面に汚れ、傷等はない。

(5) その他（特別な案内・誘導を目的として設置されるサイン）



広域避難場所案内図（中央通り 東急ストア前）



散歩道 案内図

【課題と考察】

①設置面

- ・三鷹駅前広場にはバス乗り場案内等を入れた総合案内板の設置を検討する必要がある。
- ・三鷹駅から徒歩圏内の公共施設（警察署、税務署、芸能劇場、市政センターなど）を誘導するための、誘導サインをさらに整備する必要がある。
- ・本来、設置が必要とされる道路管理者が設置する標識令に基づく誘導サイン（案内標識「著名地点 114-B」）が不足している要因として、歩道上のスペースの確保や交通の妨げとならないこと等への配慮も考えられるが、これらを考慮しながら、できるかぎり適切な場所へのサインの設置が必要である。
- ・特に武蔵野中央交差点等は、公共施設へ案内・誘導する上で、分岐となる主要な交差点であるため、誘導サインのほか、周辺施設を案内する地図を附置した案内サインの整備が必要である。
- ・駅から主要な公共施設までのサインが連続していないケースが多く、連続性のある案内・誘導サインの整備、検討が必要である。



案内標識「著名地点 114-B」に周辺施設を案内する地図を附置したもの

- ・ 公共施設、交差点、バス停の配置状況を勘案し、適切な位置（中拠点・小拠点）に、適切な案内、誘導サインを整備することが必要である。
- ・ 住居表示案内板は本地域全体で24箇所設置されていることから、今後、住居表示案内板を本ガイドラインにある共通基準を参照し、有効的に活用する方法を検討する必要がある。

②デザイン面

- ・ ユニバーサルデザインの視点に立ち、誰もが容易に情報を理解できるデザイン基準に基づいたサインの整備が必要である。また、案内サインの地図上には、だれでもトイレの設置施設など、バリアフリー情報を案内することも必要である。
- ・ 公共施設周辺に各施設が独自に誘導サインを設置しているため、これらのサインをガイドラインに基づいたデザインに統一する必要がある。

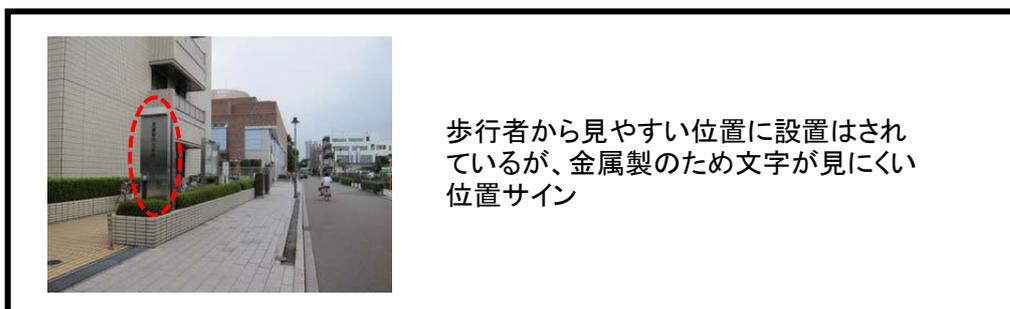
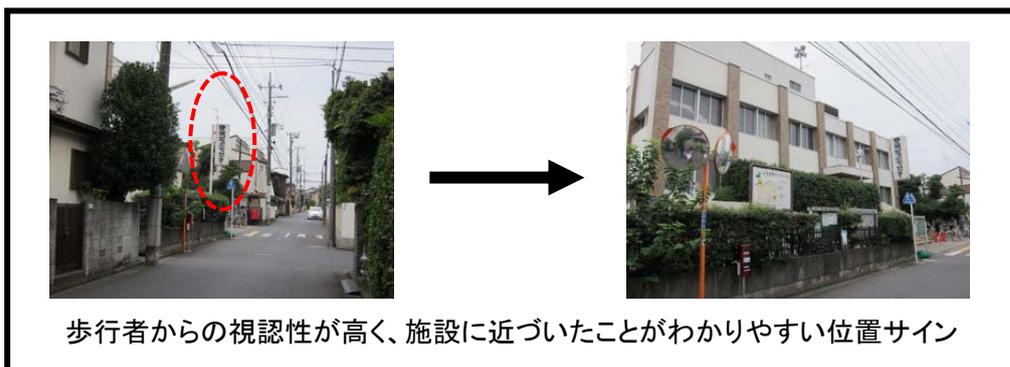
③管理面

- ・ 表示内容が視認できないほど傷んでいるサインもあり、早急な修繕が必要であるとともに、定期的な点検、清掃が必要である。

④その他機能面

- ・ 行動の起点となる駅前広場には、点字、拡大文字、音声案内等による情報の提供が必要である。

② 位置サイン設置状況



【現 状】

①設置面

- ・ 門扉等に貼り付けた表札型が多く、歩行者からの視認性が低い。
- ・ 建築物から独立して設置されたものは少ないが、コミュニティセンターでは大きく施設名称が書かれた白地に黒字の共通した看板（位置サイン）が見られた。

②デザイン面

- ・ 建築物に合った意匠、コンセプトで設置される場合が多く、デザインに偏りがちで視認性が低いものが多い。

【課題と考察】

①設置面、②デザイン面

- ・ 建築物に合ったデザインの位置サインが設置されることはやむを得ないため、別途、視認性の高いデザインによる市内統一基準の位置サインを整備することが望ましい。

③ 説明サイン設置状況



玉川上水の架橋の
説明サイン



平和像碑文 説明サイン



かたらいの道沿いにある
「歴史と文化の散歩道」
に関する説明サイン

【現 状】

①デザイン面

- ・ 金属プレートを用いているものが多く、光の反射や文字が小さいため読みにくい。

【課題と考察】

①設置面

- ・ 材質の見直し、盤面サイズ、文字サイズ、設置位置、高さなど、見やすさについての改善が必要である。

②管理面

- ・ 本地域内において説明サインの設置数は少ないが、各担当課でサイン管理がうまく引き継がれていないものもあり、継続的な維持・管理が課題である。

④ 規制サイン設置状況



駐輪禁止の規制サイン（固定型）



駐輪禁止の規制サイン（共架型）



路上禁煙地区の規制サイン（固定型）



路上禁煙地区の規制サイン（路面標示型）

【現 状】

①設置面

- ・ 駅から徒歩圏 500m以内に、固定型や共架型、路面標示型による規制サインを 29 基確認した。
- ・ 共架型の立て看板は景観阻害要因にもなっている。

②管理面

- ・ 路面標示の路上喫煙禁止マークは、剥離したものなど破損しているものが見られた。

【課題と考察】

①設置面

- ・ 駅周辺は案内・誘導サインの設置数よりも、規制サインの設置数が多いため、景観面や設置による規制の効果・認識性を考慮のうえ、配置の見直しや規制サイン同士の集約化などの検討が必要である。

②管理面

- ・ 破損箇所については、早急な修繕を行うとともに、定期的な点検が必要である。

⑤ サインシステムの検証

現在設置されている公共サインを使い、実際に施設まで適切な案内・誘導が図れているのか、以下のケースを想定し、検証を行った。

ケース 1：三鷹駅北口から「かたらいの道」を使い、徒歩で市民文化会館へ向かう場合

ケース 2：三鷹駅北口からバスを利用して市民文化会館へ向かう場合

ケース 3：三鷹駅北口からバスを利用して高齢者総合センターへ向かう場合

ケース 1：三鷹駅北口から「かたらいの道」を使い徒歩で市民文化会館へ向かう場合

① 三鷹北口駅前広場



◇ 駅北口を出た正面に、住居表示街区案内図（右）及び案内サイン（左）が設置されていることがわかるが、サインが集約されていないため、どの案内を見てよいか迷う。

◇ 2つの案内サインから市民文化会館までのルート、距離を概ね確認することができる。（駅から約 1.0km）

◇ どちらの方向に向かってよいか、すぐ近くに誘導サインがあれば確認をしやすい。

◇ 市民文化会館までの道の通称が、「かたらいの道」と「文化会館通り」と2つあるため、わかりにくい。



② 広場内交通島 バス降車場付近



◇ 施設独自の誘導サインが設置されているが、サインの設置高さが低く、目立たないため、気付かない場合も考えられる。



③ かたらいの道 入口



◇ 駅前広場を出て、かたらいの道に入る箇所。標識令に基づく道路名称サインと共に、施設独自の誘導サインが設置されている。

◇ 市民文化会館の方向と距離が示されているが、サインが小さく視認性は低い。

市民文化会館への誘導サイン



④ かたらいの道沿い 井ノ頭通り交差部
・案内サイン



◇かたらいの道を真っ直ぐ進み、井ノ頭通りを通り過ぎたところの東側（③のサインから約 430m 付近）で案内・誘導サインが現れる。

◇案内サインの地図の縮尺が小さい。また、誘導サインは、文字も小さく、緑地に白文字という色の組合せにより見にくいものとなっている。（平成6年のデザイン基準のサイン）

・誘導サイン



◇上記の案内サインの向かい側（西側）標識令に基づく道路名称サインと共に、施設独自の誘導サインが設置されている。

◇市民文化会館の方向と距離が示されているが、サインが小さく視認性は低い。



⑤ 第一中学校外柵



◇かたらいの道をさらに真っ直ぐ進み、④の案内・誘導サインから約 400m 付近に、施設独自の誘導サインが設置されている。（第一中学校外柵）

◇表示面が色落ちしており、文字が見えにくい。



⑥ 市民文化会館西側入り口



◇かたらいの道を真っ直ぐ進み、④の誘導サインから約 200m 付近に市民文化会館が右手に現れる。施設西側の入り口に位置サインはあるが、かたらいの道から視認しにくく、市民文化会館に到着したことがわかりにくい。

【ケース1 検証結果】

- ・駅前広場前に案内サイン、誘導サインがあること、駅前広場から市民文化会館まで約400m間隔で、案内もしくは誘導サインが設置されていることから、市民文化会館へのサインシステムは概ね適切と考える。
- ・設置高さの低いものや地図の縮尺、文字の小さい案内・誘導サインがありサインの改善が必要である。また、駅前広場内では案内サインと誘導サイン(①、②)が別々に設置されており、集約化を図ることが望まれる。
- ・表示面が色落ちし視認しにくいサインがあり、適切な管理、改善が必要。
- ・徒歩で訪れた場合、市民文化会館西側の位置サインが視認しにくい。かたらいの道沿いからも視認しやすい位置サインの設置が望まれる。

ケース2：三鷹駅北口からバスを利用して市民文化会館へ向かう場合

① 三鷹北口駅前広場



◇市民文化会館へは、三鷹駅北口から以下のバスを利用し向かうことができる。

- ・北裏、武蔵関駅、田無橋場、多摩六都科学館行(1番)
 - ・柳沢駅、東伏見駅行(2番)
 - ・武蔵境駅(武蔵野大学経由)、武蔵小金井駅行(4番)
 - ・保谷駅行(6番)
- 「市民文化会館入口」下車 徒歩3分

◇駅前広場内にバス乗り場までの適切な案内・誘導サインがないため、利用者はどこに何番乗り場があるのかがわかりにくい。



② 市民文化会館入口バス停 正面



◇「市民文化会館入口」のバス停を降りた正面市民文化会館周辺を記載した案内サインが設置されており、どの方向に向かえばよいのかがわかる。



③ 武蔵野中央交差点 標識令に基づく誘導サイン



◇武蔵野中央交差点北側に標識令に基づく誘導サインが設置されている。

◇バス停から市民文化会館へ向かう経路上からは、誘導サインを視認しにくい。



④ 市民文化会館正面



【ケース2 検証結果】

- ・ 駅前広場において、バス乗り場までを案内、誘導するためのサインが必要である。
- ・ 「市民文化会館入口」のバス停を降りた正面に市民文化会館及び周辺施設を示した案内サインがあり、適切な誘導が図られている。
- ・ 武蔵野中央交差点の北側に標識令に基づく誘導サインがあるが、市民文化会館へ向かう経路からは視認しにくい。交差点南側にもサインがあると、より適切な案内、誘導が図られる。

ケース3：三鷹駅北口からバスを利用して高齢者総合センターへ向かう場合

① 三鷹北口駅前広場



- ◇高齢者総合センターへは、三鷹駅北口から以下のバスを利用し向かうことができる。
 - ・ 柳沢駅、東伏見駅行（2番）「武蔵野住宅」下車徒歩1分
- ◇駅前広場内にバス乗り場までの適切な案内・誘導サインがないため、利用者はどこに何番乗り場があるのかわかりにくい。



② 武蔵野住宅（バス停）



- ◇バス停「武蔵野住宅」付近には、施設への案内・誘導サイン見られない。



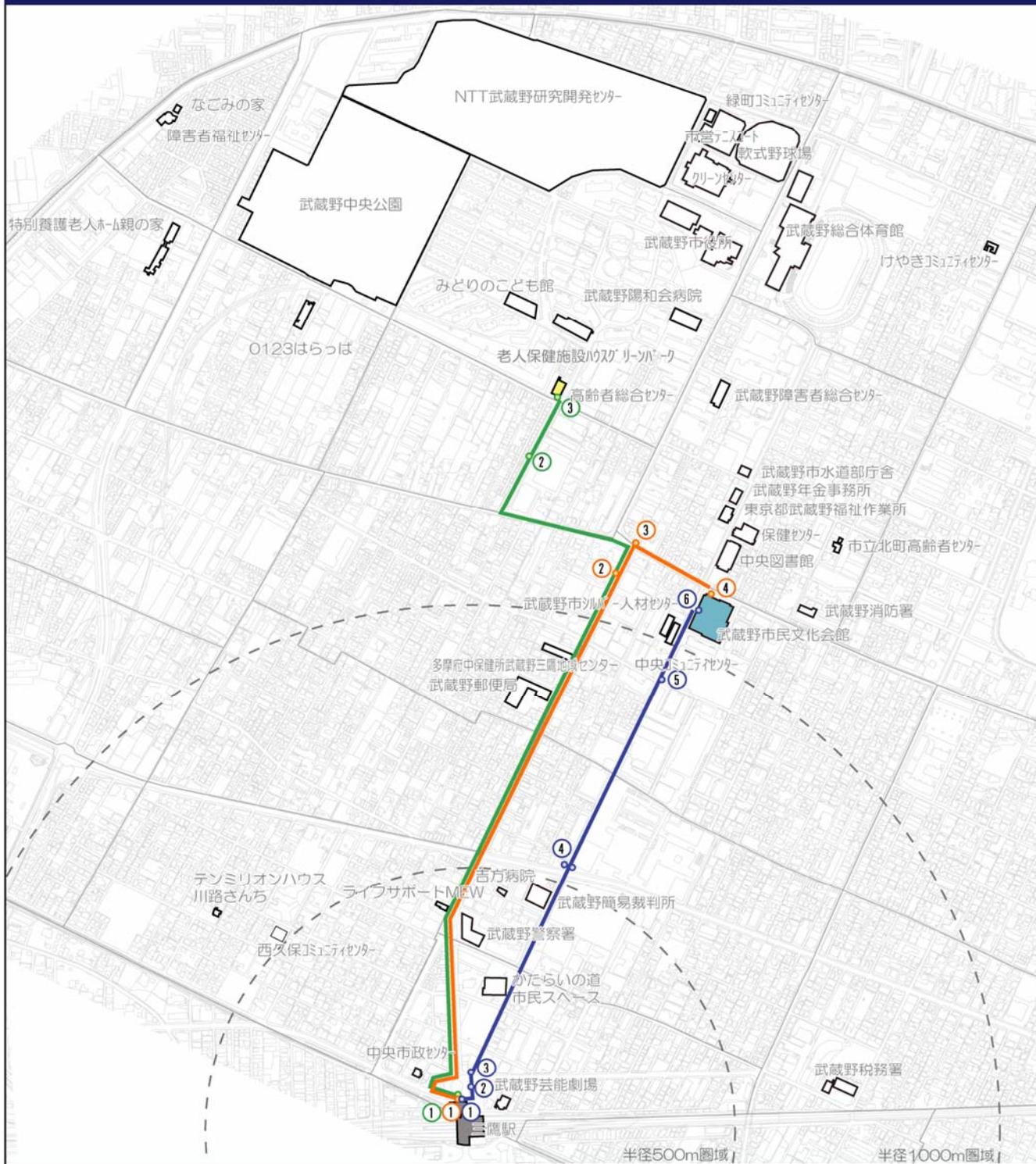
③ 高齢者総合センター正面



【ケース3 検証結果】

- ・ 駅前広場において、適切なバス乗り場を案内、誘導するための案内・誘導サインが必要。
- ・ 施設最寄りのバス停から徒歩約 1 分の施設ではあるが、バス停付近に何らかの案内・誘導サインがあることが望ましい。
- ・ 施設の位置サインがバス停付近からは視認できず、離れた場所からでは施設を確認しにくい。

サインシステム検証ルート



凡例

周辺施設 

検証ケース

 ケース1

 ケース2

 ケース3

0 100 500 m



3. 参考文献

本ガイドラインの検討にあたり、参考とした文献を以下に示します。

- ① 改定版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン
平成 20 年 2 月 (財) 国土技術研究センター／監修：国土交通省道路局企画課
- ② 地図を用いた道路案内標識ガイドブック
平成 15 年 11 月 (財) 道路保全技術センター／監修 国土交通省道路局企画課
- ③ 公共交通機関旅客施設のサインシステムガイドブック
平成 14 年 11 月 交通エコロジー・モビリティ財団
- ④ ひと目でわかるシンボルサイン
平成 13 年 12 月 交通エコロジー・モビリティ財団
- ⑤ 道路標識設置基準・同解説
昭和 62 年 1 月 社団法人 日本道路協会

武蔵野市 公共サインガイドライン

平成 24 年 4 月

発 行 武蔵野市

〒180-8777

東京都武蔵野市緑町 2-2-28

TEL : 0422-60-1870 FAX : 0422-51-9250

E-mail : sec-machidukuri@city.musashino.lg.jp

編 集 武蔵野市都市整備部まちづくり推進課
